

別添 3

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に
関する協定に関する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－１０２」を「別紙１－１０３」に改める。

第５条中「別紙１－１０２」を「別紙１－１０３」に改める。

第１３条中「別紙１－１０２」を「別紙１－１０３」に改める。

別紙１－１から別紙１－６、別紙１－８、別紙１－９、別紙１－１１から別紙１－１６、別紙１－１８から別紙１－２２、別紙１－２４から別紙１－３１、別紙１－３４から別紙１－４９、別紙１－５１、別紙１－５３から別紙１－５６、別紙１－５８、別紙１－６２、別紙１－６４、別紙１－６５、別紙１－６７から別紙１－７０、別紙１－７３から別紙１－７５、別紙１－７７から別紙１－８２、別紙１－８７、別紙１－９１、別紙１－９７、別紙１－９８、別紙１－１００から別紙１－１０２を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 から
 滋賀県大津市上田上牧町 まで

(ロ) 延 長 28.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	から	120	28.5	
滋賀県大津市 上田上牧町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル 、 3. 75 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
トンネル部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	3. 125×2	6. 25	3. 125	1. 25	4. 375	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ
県道大津能登川長浜線	滋賀県草津市 野路町	立体接続	草津田上インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

261, 086 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 5 年 12 月 4 日	
②工事の完成年月日	平成 20 年 2 月 23 日	(供用開始)
	平成 23 年 12 月 29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

108, 526 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 108, 526 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延 長 25.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町	から	120	25.1	
京都府城陽市 寺田金尾	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション(仮称)
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

327, 276 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 36 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

391, 682 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 374, 418 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
 京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延 長 3. 5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾	から	120	3. 5	
京都府八幡市 美濃山荒坂	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション(仮称)
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡ジャンクション(仮称)
府道八幡インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

106, 786 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

105, 059 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 100, 989 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
 大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延 長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂	から	120	10.7	
大阪府高槻市 原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡ジャンクション(仮称)
府道八幡インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

354, 683 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 36 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

429, 760 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 410, 347 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府高槻市原 から
大阪府箕面市下止々呂美 まで

(口) 延 長 18.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級(道路構造令)

・なお、暫定施工時は、第1種第2級（道路構造令）

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	120	18.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 成合南の町	立体接続	高槻第二ジャンクション(仮称)
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻インターチェンジ(仮称)
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木北インターチェンジ(仮称)
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

375, 744 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

429, 733 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 415, 882 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
 兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延 長 22.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 兵庫県神戸市北区 八多町	から まで	120	22.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 兵庫県神戸市北区 八多町 から まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ(仮称)
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市北区 八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区 八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

380, 031 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

439, 718 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 430, 831 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市岡津 から
 福井県小浜市府中 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市 岡津	から	80	11.5	
福井県小浜市 府中	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(木) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市 岡津	から	2 車線	4 車線	
福井県小浜市 府中	まで			

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道小浜綾部線	福井県小浜市 岡津	立体接続	小浜西インターチェンジ
県道小浜インター線	福井県小浜市 府中	立体接続	小浜インターチェンジ

(4) 工事予算

43, 566 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 10 年 4 月 17 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 23 年 7 月 16 日 | (供用開始) |
| | 平成 25 年 3 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34, 746 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 746 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀	から	80	11.4	
兵庫県宍粟市 山崎町市場	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	山崎ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

59,098 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

71, 904 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 68, 743 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線

(島根県出雲市斐川町三絡から島根県出雲市知井宮町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	島根県出雲市斐川町三絡	から
	島根県出雲市知井宮町	まで

(ロ) 延 長	13.6 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
島根県出雲市 斐川町三絡	から	100	13. 6	
島根県出雲市 知井宮町	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
島根県出雲市 斐川町三絡	から	2 車線	4 車線	
島根県出雲市 知井宮町	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	-	-	-	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道斐川上島線	島根県出雲市 斐川町三絡	立体接続	斐川インターチェンジ
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	出雲インターチェンジ

(4) 工事予算

42, 829 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日
 ②工事の完成年月日 平成 21 年 11 月 28 日 (供用開始)
 平成 23 年 12 月 29 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

37, 190 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 37, 190 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市北沖洲 から
 徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延 長 4.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市北沖洲 から 徳島県徳島市川内町富久 まで	100	4.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市北沖洲 から 徳島県徳島市川内町富久 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)			—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県 徳島市北沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県 徳島市北沖洲	立体接続	徳島東インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

59, 398 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 32 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

71, 283 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 68, 051 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延 長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市大津町大代 まで	100	10.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市大津町大代 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県 徳島市川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県 徳島市川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

95, 249 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

106, 904 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 103, 312 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県京都郡苅田町大字雨窪から福岡県行橋市大字下検地まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県京都郡苅田町大字雨窪 から
 福岡県行橋市大字下検地 まで

(ロ) 延 長 8. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県京都郡 苅田町大字雨窪	から	100	8. 6	
福岡県行橋市 大字下検地	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県京都郡 苅田町大字雨窪 から 福岡県行橋市 大字下検地 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 新北九州空港線	福岡県京都郡 苅田町大字雨窪	立体接続	苅田北九州空港インターチェンジ
一般国道201号	福岡県行橋市大字吉国	平面接続	行橋インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

40, 878 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 1 月 | 20 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42, 256 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41, 763 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県行橋市大字下検地から福岡県京都郡みやこ町下原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県行橋市大字下検地 から
 福岡県京都郡みやこ町下原 まで

(ロ) 延 長 7.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県行橋市 大字下検地	から	100	7.4	
福岡県京都郡 みやこ町下原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(六) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県行橋市 大字下検地	2 車線	4 車線	
福岡県京都郡 みやこ町下原			

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県行橋市大字吉国	立体接続	行橋インターチェンジ(仮称)
一般国道10号(椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	立体接続	豊津インターチェンジ(仮称)
一般国道10号(椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	平面接続	本線

(4) 工事予算

44,854 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

51, 990 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 51, 475 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
 大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	から	100	28.3	
大分県宇佐市大字山本	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 大分県宇佐市大字山本	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号(椎田道路)	福岡県築上郡築上町 大字上ノ河内	立体接続	椎田南インターチェンジ (仮称)
一般国道10号(椎田道路)	福岡県築上郡築上町 大字上ノ河内	平面接続	本線
県道 犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久路土	立体接続	豊前インターチェンジ (仮称)
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津三光インターチェンジ(仮称)
一般国道10号(宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	立体接続	宇佐インターチェンジ
一般国道10号(宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	本線

(4) 工事予算

95,564 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

113, 412 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 111, 098 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県東臼杵郡門川町大字加草から宮崎県日向市大字財光寺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草 から
 宮崎県日向市大字財光寺 まで

(ロ) 延 長 13.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県東臼杵郡門川町 大字加草	から	100	13.9	
宮崎県日向市 大字財光寺	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県東臼杵郡門川町 大字加草 から 宮崎県日向市 大字財光寺 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号(延岡南道路)	宮崎県東臼杵郡 門川町大字加草	平面接続	門川インターチェンジ
一般国道327号	宮崎県日向市 大字財光寺	平面接続	日向インターチェンジ

(4) 工事予算

33, 933 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	12 月	4 日	(供用開始)
	平成	24 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34, 344 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 344 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県日向市大字財光寺から宮崎県児湯郡都農町大字川北まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県日向市大字財光寺 から
 宮崎県児湯郡都農町大字川北 まで

(ロ) 延 長 20.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県日向市 大字財光寺 から 宮崎県児湯郡 都農町大字川北 まで	100	20.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県日向市 大字財光寺 宮崎県児湯郡 都農町大字川北	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道327号	宮崎県日向市 大字財光寺	立体接続	日向インターチェンジ
県道 都農インター線	宮崎県児湯郡 都農町大字川北	立体接続	都農インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

75,980 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

84, 578 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 83, 108 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県児湯郡都農町大字川北から宮崎県児湯郡高鍋町大字上江まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県児湯郡都農町大字川北 から
 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 まで

(ロ) 延 長 12.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第 1 種 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡 都農町大字川北	から	100	12.9	
宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県児湯郡 都農町大字川北 から 宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 都農インター線	宮崎県児湯郡 都農町大字川北	平面接続	都農インターチェンジ(仮称)
県道 高鍋インター線	宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江	立体接続	高鍋インターチェンジ

(4) 工事予算

28,145 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 1 月 | 20 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 25 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 730 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22, 279 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県児湯郡高鍋町大字上江から宮崎県西都市大字岡富まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 から
 宮崎県西都市大字岡富 まで

(ロ) 延 長 12.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江	から	100	12.1	
宮崎県西都市 大字岡富	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江 から 宮崎県西都市 大字岡富 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 高鍋インター線	宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江	平面接続	高鍋インターチェンジ
県道 西都インター線	宮崎県西都市大字岡富	立体接続	西都インターチェンジ

(4) 工事予算

31, 400 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	7 月	17 日	(供用開始)
	平成	24 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20, 002 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 002 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(栗東東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県栗東市六地藏

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (栗東水口道路)	滋賀県栗東市 六地藏	立体接続	栗東東ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 200 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 143 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 082 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

9, 858 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 62 年 3 月 24 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 085 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 583 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田田中殿町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速道路2号線	京都府京都市伏見区 竹田田中殿町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 100 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日	平成	24 年	5 月	1 日
②工事の完成予定年月日	平成	33 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 423 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 368 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(大山崎JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道171号	京都府乙訓郡大山崎町 字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ
一般国道478号 (京都縦貫自動車道)	京都府乙訓郡大山崎町 字円明寺	立体接続	大山崎ジャンクション

(4) 工事予算

12, 785 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	8 月	14 日
②工事の完成予定年月日	平成	25 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 248 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 175 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(大和郡山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	大和郡山ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

23, 840 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12 年 | 1 月 | 18 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 627 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 995 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(八尾PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府八尾市北久宝寺三丁目

(3) 工事予算

5, 503 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 290 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 170 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(門真JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府門真市大字蔭島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 大字蔭島	立体接続	門真ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

59, 754 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	9 年	9 月	17 日	
②工事の完成予定年月日	平成	22 年	3 月	20 日	(供用開始)
	平成	25 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 537 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 45, 537 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(守口JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府守口市大日町四丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
府道高速大阪守口線	大阪府守口市 大日町四丁目	立体接続	守口ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

14, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	20 年	2 月	1 日
②工事の完成予定年月日	平成	26 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 634 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16, 316 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府摂津市三島一丁目 から
 大阪府摂津市鶴野二丁目 まで

(ロ) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目	から	80	1.0	
大阪府摂津市 鶴野二丁目	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目	から	4 車線	4 車線	付加車線事業
大阪府摂津市 鶴野二丁目	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0. 75×2	1. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 — メートル (土工部)
1. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3, 143 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 16 年 | 6 月 | 29 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 551 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 497 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

10, 092 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 543 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 034 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
 和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県海南市 藤白	から	80	9.8	
和歌山県有田郡 有田川町天満	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号	和歌山県海南市 藤白	立体接続	海南インターチェンジ
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橋本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号 及び県道吉備金屋線	和歌山県有田郡有田川町 天満	立体接続	有田インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡有田川町 天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

47, 796 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 11 年 1 月 8 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 22 年 7 月 7 日 | (供用開始) |
| | 平成 25 年 3 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

50, 390 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 50, 390 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
 和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9. 8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県海南市 藤白	から	80	9. 8	
和歌山県有田郡 有田川町天満	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化に伴う I 期線改修

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号	和歌山県海南市 藤白	立体接続	海南インターチェンジ
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橋本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号 及び県道吉備金屋線	和歌山県有田郡有田川町 天満	立体接続	有田インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡有田川町 天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

7, 178 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日	
②工事の完成年月日	平成 23 年 5 月 21 日	(供用開始)
	平成 24 年 1 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 860 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 860 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(南紀田辺IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県田辺市稲成町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号 (田辺西バイパス)	和歌山県田辺市 稲成町	立体接続	南紀田辺インターチェンジ
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県田辺市 稲成町	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 772 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 1 月 | 20 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 28 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 088 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 997 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県田辺市中芳養から和歌山県田辺市芳養町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県田辺市中芳養 から
 和歌山県田辺市芳養町 まで

(ロ) 延 長 1. 2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県田辺市 中芳養	から	80	1. 2	
和歌山県田辺市 芳養町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県田辺市 中芳養 から 和歌山県田辺市 芳養町 まで	2 車線	—	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 294 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 248 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道483号 (春日和田山道路)	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

600 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	33 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

830 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 800 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
 京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目	から	80	10.2	
京都府綾部市 有岡町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

20, 482 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日
②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 782 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21, 711 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府綾部市上杉町 から
 京都府舞鶴市字堀 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府綾部市 上杉町	から	80	4.7	
京都府舞鶴市 字堀	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

11, 181 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日
②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 895 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 481 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(小浜IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

福井県小浜市府中

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小浜インター線	福井県小浜市 府中	立体接続	小浜インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 120 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 544 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 442 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(佐用JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

兵庫県佐用郡佐用町口金近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県佐用郡 佐用町口金近	立体接続	佐用ジャンクション

(4) 工事予算

14, 025 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	3 月	28 日	(供用開始)
	平成	23 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 653 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 653 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(三次JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

広島県三次市四拾貫町字白鳥

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中国横断自動車道 尾道松江線	広島県三次市四拾貫町	立体接続	三次ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2, 756 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 746 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 668 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(美祢東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県美祢市美東町小野

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道490号	山口県美祢市 美東町小野	立体接続	美祢東ジャンクション

(4) 工事予算

699 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	16 年	6 月	29 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	3 月	20 日	(供用開始)
	平成	22 年	8 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

771 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 771 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(小郡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市小郡上郷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道山口宇部線	山口県山口市小郡上郷	立体接続	小郡ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 18 年 4 月 19 日
②工事の完成予定年月日	平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 522 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 476 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市東区 瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 254 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 203 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(尾道JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県尾道市木ノ庄町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中国横断自動車道 尾道松江線	広島県尾道市 木ノ庄町	立体接続	尾道ジャンクション

(4) 工事予算

14, 187 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 18 年 4 月 19 日	
②工事の完成年月日	平成 22 年 11 月 27 日	(供用開始)
	平成 23 年 9 月 29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15, 625 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15, 625 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(高屋JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県東広島市高屋町溝口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道375号	広島県東広島市 高屋町溝口	立体接続	高屋ジャンクション
一般国道375号	広島県東広島市 高屋町溝口	立体接続	高屋インターチェンジ

(4) 工事予算

3, 457 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	3 月	14 日	(供用開始)
	平成	22 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 962 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 962 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市佐伯区 五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 262 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 216 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県加賀郡吉備中央町岨谷から岡山県加賀郡吉備中央町西まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岡山県加賀郡吉備中央町岨谷 から
 岡山県加賀郡吉備中央町西 まで

(ロ) 延 長 4.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県加賀郡 吉備中央町岨谷	から	80	4.8	
岡山県加賀郡 吉備中央町西	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岡山県加賀郡 吉備中央町岨谷 から 岡山県加賀郡 吉備中央町西 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

6, 333 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	11 月	26 日	(供用開始)
	平成	23 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 980 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 980 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県真庭市中原から岡山県真庭市檜西まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岡山県真庭市中原 から
 岡山県真庭市桧西 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県真庭市 中原	から	80	3.5	
岡山県真庭市 桧西	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岡山県真庭市 中原 から 岡山県真庭市 樫西 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	-	-	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

7, 226 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成予定年月日	平成	23 年	12 月	9 日	(供用開始)
	平成	24 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 768 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 768 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(三刀屋木次IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市三刀屋町三刀屋

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道三刀屋インター線	島根県雲南市 三刀屋町下熊谷	立体接続	三刀屋木次インターチェンジ
中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市 三刀屋町三刀屋	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

880 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成予定年月日	平成	24 年	3 月	24 日	(供用開始)
	平成	24 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

847 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

847 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(加茂岩倉PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市加茂町

(3) 工事予算

1, 000 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	25 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 373 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 360 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**四国縦貫自動車道(松山IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県松山市井門町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道33号	愛媛県松山市井門町	立体接続	松山インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 320 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 267 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 207 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道55号	高知県高知市一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

270 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 6 年 | 1 月 | 26 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

599 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 585 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道愛南大洲線(西予宇和IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 愛南大洲線

(2) 工事の箇所

愛媛県西予市宇和町稲生

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稲生	平面接続	本線(新直轄)
県道宇和野村線	愛媛県西予市宇和町稲生	立体接続	西予宇和インターチェンジ

(4) 工事予算

188 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成予定年月日	平成	24 年	3 月	10 日	(供用開始)
	平成	24 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

466 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 466 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(鞍手IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 鹿児島線

(2) 工事の箇所

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 直方鞍手線	福岡県鞍手郡 鞍手町大字中山	立体接続	鞍手インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 100 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 16 年 6 月 29 日	
②工事の完成年月日	平成 23 年 2 月 19 日	(供用開始)
	平成 23 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 291 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 291 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(嘉島JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県上益城郡嘉島町大字井寺

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
九州横断自動車道 延岡線	熊本県上益城郡 嘉島町大字井寺	立体接続	嘉島ジャンクション(仮称)
九州横断自動車道 延岡線	熊本県上益城郡 益城町大字小池	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

6, 938 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 966 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 888 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道宮崎線(清武JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 宮崎線

(2) 工事の箇所

宮崎県宮崎市清武町大字今泉

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東九州自動車道	宮崎県宮崎市 清武町大字今泉	立体接続	清武ジャンクション
東九州自動車道	宮崎県宮崎市 清武町大字今泉	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

4, 934 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 962 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5, 757 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(多久IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

(4) 工事予算

582 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 48 年 9 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

889 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 859 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(大分米良IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	大分県大分市大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

755 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 2 年 5 月 15 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 225 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 186 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(佐伯IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市大字上岡

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 佐伯津久見線	大分県佐伯市大字上岡	立体接続	佐伯インターチェンジ
東九州自動車道	大分県佐伯市大字上岡	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 105 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 568 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 512 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(弥生PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1, 417 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日
②工事の完成予定年月日	平成	29 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 749 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 678 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東九州自動車道(末吉財部IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

鹿児島県曾於市末吉町深川

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	鹿児島県曾於市 末吉町深川	立体接続	末吉財部インターチェンジ
東九州自動車道	鹿児島県曾於市 末吉町深川	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

373 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	3 月	14 日	(供用開始)
	平成	22 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

439 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 439 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(第二京阪道路)

(京都府京田辺市松井栂谷から大阪府門真市大字蕨島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 第二京阪道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	京都府京田辺市松井樺谷	から
	大阪府門真市大字蕨島	まで

(ロ) 延 長	19.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京田辺市 松井樺谷 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	80	19.3	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府京田辺市 松井樺谷 から 大阪府枚方市 長尾台四丁目 まで	6 車線	6 車線	6車線化
大阪府枚方市 長尾台四丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	6 車線	6 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 25 メートル (橋梁部)

3. 00 メートル (土工部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号	京都府京田辺市 松井	立体接続	京田辺松井インターチェンジ
一般国道1号	大阪府枚方市 長尾台三丁目	立体接続	枚方東インターチェンジ
一般国道1号	大阪府枚方市 大字津田	立体接続	枚方学研インターチェンジ
一般国道1号	大阪府交野市 倉治一丁目	立体接続	交野北インターチェンジ
一般国道1号	大阪府枚方市 茄子作南町	立体接続	交野南インターチェンジ
一般国道1号	大阪府寝屋川市 大字寝屋	立体接続	寝屋川北インターチェンジ
一般国道1号	大阪府寝屋川市 讃良西町	立体接続	寝屋川南インターチェンジ
一般国道1号	大阪府門真市 大字三ツ島	立体接続	第二京阪門真インターチェンジ
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市 大字蔭島	立体接続	門真ジャンクション

(4) 工事予算

255, 876 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 京都府京田辺市松井から大阪府枚方市長尾台四丁目まで
平成15年 3月 4日

ロ 京都府京田辺市松井から京都府京田辺市松井まで
平成13年11月12日

ハ 大阪府枚方市長尾台四丁目から大阪府枚方市長尾台三丁目まで
平成20年11月13日

ニ 大阪府枚方市長尾台三丁目から大阪府枚方市津田東町三丁目まで
平成19年 1月23日

ホ 大阪府枚方市津田東町三丁目から大阪府枚方市津田まで
平成 4年11月25日

ヘ 大阪府枚方市津田から大阪府交野市青山三丁目まで
平成21年11月27日

ト 大阪府交野市青山三丁目から大阪府交野市私部西三丁目まで
平成 4年11月25日

別 紙 1

- チ 大阪府交野市私部西三丁目から大阪府交野市私部西五丁目まで
平成20年 9月22日
- リ 大阪府交野市私部西五丁目から大阪府寝屋川市寝屋南二丁目まで
平成21年 3月25日
- ヌ 大阪府寝屋川市寝屋南二丁目から大阪府寝屋川市寝屋南一丁目まで
平成21年 7月 3日
- ル 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目から大阪府寝屋川市高宮二丁目まで
平成21年12月21日
- ヲ 大阪府寝屋川市高宮二丁目から大阪府四条畷市砂まで
平成21年 7月 3日
- ワ 大阪府四条畷市砂から大阪府門真市北巢本まで
平成21年 3月25日
- カ 大阪府門真市北巢本から大阪府門真市上馬伏まで
平成21年12月21日
- コ 大阪府門真市上馬伏から大阪府門真市大字北島まで
平成20年11月13日
- タ 大阪府門真市大字北島から大阪府門真市大字蕨島まで
平成 4年11月25日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成(予定)年月日

イ 京都府京田辺市松井樺谷から大阪府枚方市長尾台四丁目まで
平成15年 3月30日

ロ 京都府京田辺市松井樺谷から大阪府門真市大字蕨島まで
平成22年 3月20日 (供用開始)
平成25年 3月30日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 621 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104, 621 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)

(京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号

(有料道路名 : 京都縦貫自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	京都府京都市西京区大枝沓掛町	から
	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺	まで

(ロ) 延 長	9.8 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京都市西京区 大枝沓掛町 から 京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺 まで	80	9.8	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府京都市西京区 大枝沓掛町 から 京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道9号	京都府京都市西京区 大枝沓掛町	立体接続	沓掛インターチェンジ
都市計画道路沓掛上羽線	京都府京都市西京区 大枝西長町	立体接続	春日インターチェンジ(仮称)
都市計画道路石見納所線	京都府長岡京市 下海印寺岸ノ下	立体接続	長岡京インターチェンジ(仮称)
一般国道171号	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ・ジャンクション
中央自動車道西宮線	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ・ジャンクション
中央自動車道西宮線	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	平面接続	本線

(4) 工事予算

54, 469 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府京都市西京区大枝沓掛町まで
平成 21年 3月18日
- ロ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府京都市西京区大枝西長町まで
平成 22年 3月31日
- ハ 京都府京都市西京区大枝西長町から京都府京都市西京区大原野石作町まで
平成 24年 10月 1日
- ニ 京都府京都市西京区大原野石作町から京都府長岡京市下海印寺岸ノ下まで
平成 22年 8月23日
- ホ 京都府長岡京市下海印寺西条から京都府長岡京市下海印寺菩提寺まで
平成 21年11月18日
- ヘ 京都府長岡京市下海印寺岸ノ下から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 24年 9月 1日
- ト 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 13年 6月 7日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成(予定)年月日

イ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 25年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57, 075 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 56, 323 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))

(長崎県佐世保市矢岳町から長崎県佐世保市干尽町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号

(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	長崎県佐世保市矢岳町	から
	長崎県佐世保市干尽町	まで

(ロ) 延 長	2.9 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県佐世保市 矢岳町	から	80	2.9	
長崎県佐世保市 千尽町	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
長崎県佐世保市 矢岳町	から	2 車線	4 車線	
長崎県佐世保市 千尽町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道497号 (佐々佐世保道路)	長崎県佐世保市 矢岳町	平面接続	本線
主要地方道佐世保港線	長崎県佐世保市 矢岳町及び同市平瀬町	立体接続	佐世保中央インターチェンジ

(4) 工事予算

383 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

長崎県佐世保市平瀬町13番地から
長崎県佐世保市島地町43番地まで

長崎県佐世保市新港町233番地から
長崎県佐世保市新港町231番地まで

長崎県佐世保市干尽町1番地から
長崎県佐世保市干尽町まで

別 紙 1

平成 21 年 8 月 3 日

長崎県佐世保市矢岳町から
長崎県佐世保市干尽町まで

平成 22 年 1 月 4 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成年月日	平成 22 年 3 月 20 日	(供用開始)
	平成 23 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

458 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額	458 百万円)(消費税込み)
-------------	-----------------

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(第二京阪道路)(京田辺PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 第二京阪道路)

(2) 工事の箇所

京都府京田辺市山手中央

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(4) 工事予算

6, 376 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	15 年	3 月	4 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	3 月	20 日	(供用開始)
	平成	23 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 189 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 189 百万円)(消費税込み)

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７８号（京都縦貫自動車道）（篠IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号

(有料道路名 : 京都縦貫自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 京都府亀岡市篠町篠

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道向谷線 及び市道篠ランプ9号線	京都府亀岡市 篠町篠	立体接続	篠インターチェンジ

(4) 工事予算

530 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 13 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

645 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 635 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))(佐世保大塔IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号

(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の箇所

長崎県佐世保市大塔町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業方式

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道205号	長崎県佐世保市 大塔町	立体接続	佐世保大塔インターチェンジ
一般国道497号 (武雄佐世保道路)	長崎県佐世保市 大塔町	平面接続	佐世保大塔インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 334 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 18 年 4 月 19 日	
②工事の完成年月日	平成 22 年 3 月 12 日	(供用開始)
	平成 22 年 8 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 454 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 454 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山北IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市直川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道直川49号線(ONランプ) 市道直川50号線(OFFランプ)	和歌山県和歌山市 直川	立体接続	和歌山北インターチェンジ

(4) 工事予算

564 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	19 年	4 月	1 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	3 月	14 日	(供用開始)
	平成	22 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

666 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 666 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**(1) 工事予算**

51, 139 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

52, 058 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 (予定)年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近 江市木村町	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年3月31日	1,903百万円	2,200百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県大和 郡山市西町	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山 市椎木町及び奈 良県生駒郡安堵 町大字岡崎及び 奈良県大和郡山 市池沢町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年3月31日	2,346百万円	2,627百万円	—	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年9月18日	平成27年9月30日	2,531百万円	3,097百万円	—	本線 直結型
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯 郡伯耆町大 字岸本	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久 古及び鳥取県 西伯郡伯耆町 大字岸本	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 6月30日 (供用開始) 平成23年12月27日 (残事業完成)	233百万円	300百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道 室木下有木 若宮線及び 市道壱町田・ 大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年9月18日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成23年6月29日 (残事業完成)	941百万円	1,087百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年9月18日	平成26年3月31日	1,962百万円	2,381百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市北区改寄 町	市道鶴羽田 改寄町第1 号線及び市 道植木町広 住線	熊本県熊本市 北区植木町石 川及び熊本県 熊本市北区改 寄町	立体接続	平成23年4月23日	平成28年3月31日	1,466百万円	1,905百万円	—	本線 直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 (予定)年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 名古屋神戸線	兵庫県宝塚 市玉瀬	市道宝塚北 インター線 (仮称)	兵庫県宝塚 市玉瀬	立体接続	平成24年5月1日	平成31年3月31日	412百万円	452百万円	—	宝塚 SA (仮称)
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	町道松茂24 号線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	立体接続	平成24年5月1日	平成27年3月31日	604百万円	645百万円	—	松茂 PA (仮称)
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	市道塚原第 3号線(仮 称)及び市道 塚原第4号 線(仮称)	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月31日	1,342百万円	1,560百万円	—	本線 直結型
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県大村 市木場一丁 目	市道上久原 芋堀手線	長崎県大村 市木場一丁 目	立体接続	平成24年5月1日	平成30年3月31日	2,005百万円	2,799百万円	—	大分方面： 本線直結型 長崎方面： 木場PA
九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県小城 市小城町松 尾	市道高速道 路接続線	佐賀県小城 市小城町松 尾	立体接続	平成24年5月1日	平成30年3月31日	687百万円	1,468百万円	—	小城 PA
東九州自動車道	福岡県行橋 市大字流末	市道東九州自 動車道側道4号 線(仮称)及び 市道東九州自 動車道側道3号 線(仮称)	福岡県行橋 市大字宝山 及び福岡県 行橋市大字 流末	立体接続	平成24年5月1日	平成27年3月31日	367百万円	394百万円	—	行橋 PA (仮称)
東九州自動車道	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	町道音・穴ヶ 葉山線	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月31日	608百万円	668百万円	—	上毛 PA (仮称)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道481号(関西国際空港連絡橋)

(大阪府泉佐野市泉州空港北から大阪府泉佐野市りんくう往来北まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道481号 (有料道路名: 関西国際空港連絡橋)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	大阪府泉佐野市泉州空港北	から
	大阪府泉佐野市りんくう往来北	まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事予算

930 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 5 月 1 日

②工事の完成年月日 平成 22 年 7 月 29 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

958 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 958 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(勝央JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

岡山県美作市上相

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道374号	岡山県美作市上相	立体接続	勝央ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

726 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	23 年	4 月	23 日
②工事の完成予定年月日	平成	28 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

861 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 839 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
 香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県鳴門市撫養町木津	から	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市津田町鶴羽	まで		
香川県さぬき市津田町鶴羽	から	第1種第3級	道路構造令
香川県高松市前田東町	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市撫養町木津	から	100	36. 2	
香川県さぬき市津田町鶴羽	まで			
香川県さぬき市津田町鶴羽	から	80	15. 6	
香川県高松市前田東町	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市撫養町木津	から	4 車線	4 車線	4車線化
香川県高松市前田東町	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
徳島県鳴門市撫養町 木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
	トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		幅 員	摘 要
徳島県鳴門市撫養町木津	から	4. 50メートル(土工部)	
香川県さぬき市津田町鶴羽	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
香川県さぬき市津田町鶴羽	から	3. 00メートル(土工部)	
香川県高松市前田東町	まで	3. 00メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

64, 762 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手予定年月日 | 平成 | 24 年 | 5 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

72, 523 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 69, 215 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
 長崎県長崎市中里町 まで
 (なお、事業着手する区間については長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までとする。)

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町	から	80	11.3 (8.3)	
長崎県長崎市 中里町	まで			

※()内は、長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までを表す。

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00 メートル (土工部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

40,000 百万円(消費税込み)

(うち、長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までの工事予算

29,524 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 24 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

(なお、上記については長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 394 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30, 878 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道宇部下関線(山口県宇部市)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

山陽自動車道宇部下関線

(2) 工事の箇所

山口県宇部市善和

(3) 工事予算

556 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	23 年	4 月	23 日	
②工事の完成予定年月日	平成	24 年	3 月	28 日	(供用開始)
	平成	24 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

637 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

637 百万円)(消費税込み)

別紙 1－102 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)(丹波IC)に関する
工事の内容 並びに 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道478号

(有料道路名 : 京都縦貫自動車道)

(2) 工事の箇所 京都府船井郡京丹波町須知

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道478号 (丹波綾部道路)	京都府船井郡 京丹波町須知	平面接続	本線
一般国道9号	京都府船井郡 京丹波町須知	立体接続	丹波インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 945 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 25 年 2 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 137 百万円(消費税込み)

(うち、債務引受基準額 2, 988 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	40,400百万円
H 2 4	43,809百万円
H 2 5	52,938百万円
H 2 6	45,330百万円
H 2 7	43,887百万円
H 2 8	45,491百万円
H 2 9	46,024百万円
H 3 0	49,953百万円
H 3 1	47,625百万円
H 3 2	47,147百万円
H 3 3	48,196百万円
H 3 4	49,343百万円
H 3 5	50,206百万円
H 3 6	51,330百万円
H 3 7	52,570百万円
H 3 8	53,299百万円
H 3 9	54,374百万円
H 4 0	54,422百万円
H 4 1	55,543百万円
H 4 2	56,266百万円
H 4 3	56,985百万円
H 4 4	57,792百万円
H 4 5	57,436百万円
H 4 6	58,081百万円
H 4 7	58,146百万円
H 4 8	58,525百万円
H 4 9	58,776百万円
H 5 0	58,218百万円
H 5 1	58,526百万円
H 5 2	58,752百万円
H 5 3	58,826百万円
H 5 4	58,529百万円
H 5 5	58,688百万円
H 5 6	58,220百万円
H 5 7	57,244百万円
H 5 8	57,132百万円
H 5 9	57,777百万円
H 6 0	57,027百万円
H 6 1	57,690百万円
H 6 2	23,554百万円

(注1) 平成18年度から平成22年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	49,132百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第8条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分		うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(499,925百万円) 510,013百万円	(69,628百万円) 74,784百万円	(332,649百万円) 357,283百万円	(107,706百万円) 115,682百万円	(224,943百万円) 241,601百万円
H 1 9	(509,334百万円) 509,334百万円	(76,047百万円) 79,849百万円	(363,317百万円) 381,483百万円	(117,636百万円) 123,517百万円	(245,681百万円) 257,966百万円
H 2 0	(502,022百万円) 485,996百万円	(75,381百万円) 76,489百万円	(360,133百万円) 365,426百万円	(116,605百万円) 118,318百万円	(243,528百万円) 247,108百万円
H 2 1	(399,934百万円) 381,671百万円	(58,960百万円) 61,193百万円	(281,681百万円) 292,353百万円	(91,203百万円) 94,659百万円	(190,478百万円) 197,694百万円
H 2 2	(410,838百万円) 403,375百万円	(61,473百万円) 60,260百万円	(293,688百万円) 287,895百万円	(95,091百万円) 93,215百万円	(198,597百万円) 194,680百万円
H 2 3	(395,853百万円) 406,429百万円	(58,087百万円) 60,624百万円	(277,511百万円) 289,632百万円	(89,853百万円) 93,778百万円	(187,658百万円) 195,854百万円
H 2 4	395,037百万円	58,201百万円	278,058百万円	90,030百万円	188,028百万円
H 2 5	397,607百万円	57,111百万円	272,849百万円	88,344百万円	184,505百万円
H 2 6	520,791百万円	78,829百万円	376,609百万円	121,939百万円	254,670百万円
H 2 7	526,420百万円	79,985百万円	382,131百万円	123,727百万円	258,404百万円
H 2 8	528,709百万円	79,182百万円	378,294百万円	122,485百万円	255,809百万円
H 2 9	528,978百万円	79,177百万円	378,272百万円	122,478百万円	255,794百万円
H 3 0	528,721百万円	78,429百万円	374,697百万円	121,320百万円	253,377百万円
H 3 1	529,591百万円	78,964百万円	377,253百万円	122,148百万円	255,105百万円
H 3 2	528,521百万円	78,824百万円	376,586百万円	121,932百万円	254,654百万円
H 3 3	523,663百万円	77,823百万円	371,803百万円	120,383百万円	251,420百万円
H 3 4	527,890百万円	78,302百万円	374,088百万円	121,123百万円	252,965百万円
H 3 5	530,523百万円	78,561百万円	375,327百万円	121,524百万円	253,803百万円
H 3 6	525,680百万円	77,669百万円	371,068百万円	120,145百万円	250,923百万円
H 3 7	520,298百万円	76,659百万円	366,240百万円	118,582百万円	247,658百万円
H 3 8	517,699百万円	76,179百万円	363,949百万円	117,840百万円	246,109百万円
H 3 9	517,051百万円	75,950百万円	362,855百万円	117,486百万円	245,369百万円
H 4 0	514,518百万円	75,563百万円	361,004百万円	116,887百万円	244,117百万円
H 4 1	513,688百万円	75,308百万円	359,788百万円	116,493百万円	243,295百万円
H 4 2	512,334百万円	75,051百万円	358,560百万円	116,095百万円	242,465百万円
H 4 3	510,571百万円	74,670百万円	356,740百万円	115,506百万円	241,234百万円
H 4 4	504,474百万円	73,592百万円	351,588百万円	113,838百万円	237,750百万円
H 4 5	500,567百万円	73,469百万円	350,999百万円	113,647百万円	237,352百万円
H 4 6	497,733百万円	72,894百万円	348,253百万円	112,758百万円	235,495百万円
H 4 7	495,982百万円	72,585百万円	346,777百万円	112,280百万円	234,497百万円
H 4 8	490,938百万円	71,690百万円	342,501百万円	110,896百万円	231,605百万円
H 4 9	484,203百万円	70,529百万円	336,954百万円	109,100百万円	227,854百万円
H 5 0	477,466百万円	69,500百万円	332,039百万円	107,508百万円	224,531百万円
H 5 1	473,224百万円	68,745百万円	328,430百万円	106,340百万円	222,090百万円
H 5 2	466,871百万円	67,653百万円	323,216百万円	104,652百万円	218,564百万円
H 5 3	463,513百万円	67,084百万円	320,497百万円	103,771百万円	216,726百万円
H 5 4	459,718百万円	66,501百万円	317,713百万円	102,870百万円	214,843百万円
H 5 5	457,556百万円	66,116百万円	315,869百万円	102,273百万円	213,596百万円
H 5 6	452,107百万円	65,289百万円	311,920百万円	100,994百万円	210,926百万円
H 5 7	446,919百万円	64,583百万円	308,548百万円	99,902百万円	208,646百万円
H 5 8	444,803百万円	64,256百万円	306,984百万円	99,396百万円	207,588百万円
H 5 9	443,689百万円	63,969百万円	305,612百万円	98,952百万円	206,660百万円
H 6 0	438,436百万円	63,216百万円	302,018百万円	97,788百万円	204,230百万円
H 6 1	432,279百万円	62,089百万円	296,631百万円	96,044百万円	200,587百万円
H 6 2	105,237百万円	13,443百万円	64,225百万円	20,795百万円	43,430百万円

(注1) 平成18年度から平成22年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成23年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643,757百万円) 660,282百万円
H 1 9	(652,624百万円) 655,944百万円
H 2 0	(644,959百万円) 622,483百万円
H 2 1	(547,669百万円) 523,929百万円
H 2 2	(566,717百万円) 553,587百万円
H 2 3	(546,542百万円) 566,548百万円
H 2 4	549,281百万円
H 2 5	552,462百万円
H 2 6	675,394百万円
H 2 7	683,240百万円
H 2 8	686,186百万円
H 2 9	687,442百万円
H 3 0	688,388百万円
H 3 1	690,950百万円
H 3 2	691,171百万円
H 3 3	686,875百万円
H 3 4	689,273百万円
H 3 5	689,895百万円
H 3 6	685,555百万円
H 3 7	683,494百万円
H 3 8	682,252百万円
H 3 9	682,852百万円
H 4 0	679,722百万円
H 4 1	678,440百万円
H 4 2	677,154百万円
H 4 3	674,369百万円
H 4 4	667,933百万円
H 4 5	663,320百万円
H 4 6	658,706百万円
H 4 7	655,867百万円
H 4 8	649,479百万円
H 4 9	644,865百万円
H 5 0	640,253百万円
H 5 1	637,365百万円
H 5 2	631,026百万円
H 5 3	626,413百万円
H 5 4	621,804百万円
H 5 5	618,863百万円
H 5 6	612,575百万円
H 5 7	607,965百万円
H 5 8	603,354百万円
H 5 9	600,365百万円
H 6 0	594,130百万円
H 6 1	589,520百万円
H 6 2	241,623百万円

(注1) 平成18年度から平成22年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成23年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（1）から（23）までに定める路線（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう（以下同じ。）。

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道１号及び４７８号（京滋バイパス）（以下「京滋バイパス」という。）、一般国道１号（第二京阪道路）（以下「第二京阪道路」という。）、一般国道２号（広島岩国道路）（以下「広島岩国道路」という。）、一般国道１０号（椎田道路）（以下「椎田道路」という。）、一般国道１０号（宇佐別府道路）（以下「宇佐別府道路」という。）、一般国道１０号（隼人道路）（以下「隼人道路」という。）、一般国道１１号（高松東道路）（以下「高松東道路」という。ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）、一般国道４２号（湯浅御坊道路）（以下「湯浅御坊道路」という。）又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとします。

C 周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとします。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとします。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
１００以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
１００を超え、２００以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
２００を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注１) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとします。

L : イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ) Bに定める区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R : イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間１キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ) Bに定める区間(n3)の１キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和６３年法律第１０８号)に定める消費税及び地方税法(昭和２５年法律第２２６号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に１．０５を乗じ、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金変更における激変緩和措置

A 平成７年４月９日以前に、別添４の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に１．０３を乗じ、２４捨２５入により５０円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

B 調整額が５００円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)からニ)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、そ

の合算額とする。

へ) 料金算出方法の特例（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。）

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からホ) に定める方法により算出した額とト) に定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

ト) 料金の額の特例（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。）

津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ) 及び (ハ) イ) からへ) の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジ から 津田寒川インターチェンジ まで	150	200	200	300	500
津田東インターチェンジ から 志度インターチェンジ まで	250	300	350	500	850
津田東インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	400	450	550	750	1,300
津田東インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	450	550	650	900	1,500
津田寒川インターチェンジ から 志度インターチェンジ まで	100	150	150	200	350
津田寒川インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	250	300	350	450	800
津田寒川インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	300	350	450	600	1,000
志度インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	150	150	200	250	450
志度インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	200	250	300	400	700

チ) 複数経路の場合の料金算出の特例

A インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) 、ハ) 及びへ) に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路、高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在する場合には、イ) により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金の額を算出するに当たっては、ロ) からへ) に定める方法により算出した額と、京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

上記にかかわらず、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合（以下「連続走行」という。）における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ) からへ) に定

める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

道路名	区間	距離
京滋バイパス	瀬田東インターチェンジから 久御山ジャンクションまで	20.8キロメートル
	久御山ジャンクションから 久御山淀インターチェンジまで	3.1キロメートル
第二京阪道路	久御山ジャンクションから 八幡ジャンクションまで	7.1キロメートル
広島岩国道路	廿日市ジャンクションから 大竹西ジャンクションまで	13.7キロメートル
椎田道路	豊津インターチェンジから 椎田南インターチェンジまで	8.9キロメートル
宇佐別府道路	宇佐インターチェンジから 速見インターチェンジまで	22.4キロメートル
隼人道路	加治木インターチェンジから 隼人東インターチェンジまで	6.1キロメートル
高松東道路	津田東インターチェンジから 終点(香川県木田郡三木町) まで	15.6キロメートル
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道28号	神戸西インターチェンジから 鳴門インターチェンジまで	89.0キロメートル
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道30号	早島インターチェンジから 坂出インターチェンジまで	37.3キロメートル

B 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の高速国道の料金の額は、ロ) からへ) 及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

ただし、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道阿南四万十線及び四国横断自動車道愛南大洲線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の場合を除く。

リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ) 及びへ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートル以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合
全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

(注2) (B)の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

C 一般国道9号（江津道路）（以下「江津道路」という。）を併せて利用する場合の料金調整

中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間と江津道路の浜田ジャンクションから江津西インターチェンジ又は江津インターチェンジまでの区間を併せて通行する自動車の料金の額は浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間を通行する自動車の料金の額から次表に掲げる額を差引いた額とする。

ハ 中型車

								石 山	瀬田東
							南 郷	2 0 0	3 5 0
						笠 取	—	—	—
				宇治東	2 5 0	—	—	5 5 0	6 5 0
			宇治西	—	3 5 0	—	—	6 5 0	8 0 0
		巨 棕	1 0 0	—	4 0 0	—	—	7 5 0	8 5 0
	久御山 ジヤクヤシ	—	1 5 0	—	5 0 0	—	—	8 0 0	9 5 0
	久御山	—	—	—	—	—	—	—	—
久御山淀	1 0 0	1 5 0	—	3 0 0	—	6 5 0	—	9 5 0	1, 1 0 0

ニ 大型車

								石 山	瀬田東
							南 郷	3 0 0	5 0 0
						笠 取	—	—	—
				宇治東	3 0 0	—	—	7 5 0	9 5 0
			宇治西	—	4 5 0	—	—	9 0 0	1, 0 5 0
		巨 棕	1 5 0	—	6 0 0	—	—	1, 0 0 0	1, 2 0 0
	久御山 ジヤクヤシ	—	2 5 0	—	7 0 0	—	—	1, 1 0 0	1, 3 0 0
	久御山	—	—	—	—	—	—	—	—
久御山淀	1 5 0	2 0 0	—	4 5 0	—	9 0 0	—	1, 3 0 0	1, 5 0 0

ホ 特大車

								石 山	瀬田東
							南 郷	5 0 0	8 0 0
						笠 取	—	—	—
				宇治東	5 5 0	—	—	1, 2 5 0	1, 5 5 0
			宇治西	—	7 5 0	—	—	1, 4 5 0	1, 8 0 0
		巨 棕	2 0 0	—	9 5 0	—	—	1, 6 5 0	2, 0 0 0
	久御山 ジヤクヤシ	—	4 0 0	—	1, 1 5 0	—	—	1, 8 5 0	2, 1 5 0
	久御山	—	—	—	—	—	—	—	—
久御山淀	2 5 0	3 0 0	—	7 0 0	—	1, 4 5 0	—	2, 1 5 0	2, 5 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ③第二京阪道路における各区分及び各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額
(単位：円)は、次表のとおりとする。

A区分

イ 軽自動車等

					起点
				巨棕池	—
			久御山	1 5 0	2 0 0
		久御山南	—	—	—
	八幡東	1 5 0	2 0 0	2 0 0	2 5 0
京田辺松井	—	2 0 0	2 5 0	3 0 0	3 5 0

ロ 普通車

				巨椋池	起点
			久御山	1 5 0	2 0 0
		久御山南	—	—	—
	八幡東	1 5 0	2 0 0	2 5 0	3 0 0
京田辺松井	—	2 5 0	3 0 0	3 5 0	4 0 0

ハ 中型車

				巨椋池	起点
			久御山	1 5 0	2 0 0
		久御山南	—	—	—
	八幡東	1 5 0	2 5 0	3 0 0	3 5 0
京田辺松井	—	3 0 0	4 0 0	4 5 0	5 0 0

ニ 大型車

				巨椋池	起点
			久御山	1 5 0	2 5 0
		久御山南	—	—	—
	八幡東	1 5 0	3 0 0	4 0 0	5 0 0
京田辺松井	—	3 5 0	5 5 0	6 0 0	7 0 0

ホ 特大車

				巨椋池	起点
			久御山	2 0 0	3 5 0
		久御山南	—	—	—
	八幡東	2 0 0	5 0 0	6 5 0	8 0 0
京田辺松井	—	6 0 0	9 0 0	1 0 0 0	1 1 5 0

B 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
3 5 0	4 5 0	5 0 0	7 0 0	1 2 0 0

C 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
3 5 0	4 5 0	5 5 0	7 5 0	1 2 5 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) A区間とは、京都市伏見区向島大黒（起点）から京田辺市松井までの区間を、B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間を、C区間とは、交野市星田北から門真市大字葎島までの区間をいう。

④一般国道2号（第二神明道路）（以下「第二神明道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

区間名	普通車	大型車	特大車
東側区間	2 0 0	3 0 0	7 0 0
西側区間	1 0 0	1 5 0	3 6 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1－3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

⑤広島岩国道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	100
		大野	350	350
	大竹	350	700	700
大竹西	50	400	750	750

ロ 大型車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	150
		大野	500	500
	大竹	500	1,000	1,000
大竹西	100	600	1,100	1,100

ハ 特大車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	350
		大野	1,200	1,200
	大竹	1,200	2,400	2,400
大竹西	200	1,400	2,600	2,600

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1－3の自動車の車種区分をいう。

⑥一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))(以下「八代日奈久道路」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		日奈久
	八代南	150
八代ジャンクション	200	300

ロ 普通車

		日奈久
	八代南	200
八代ジャンクション	200	400

ハ 中型車

		日奈久
	八代南	250
八代ジャンクション	250	500

ニ 大型車

		日 奈 久
	八 代 南	3 0 0
八代ジャンクション	3 5 0	6 5 0

ホ 特大車

		日 奈 久
	八 代 南	5 0 0
八代ジャンクション	6 0 0	1, 1 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑦一般国道3号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））（以下「鹿児島道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				鹿児島西
			松 元	1 5 0
		伊集院	1 0 0	2 5 0
	美 山	2 5 0	3 5 0	5 0 0
市 来	—	2 5 0	3 5 0	5 0 0

ロ 普通車

				鹿児島西
			松 元	1 5 0
		伊集院	1 5 0	3 0 0
	美 山	3 0 0	4 5 0	6 0 0
市 来	—	3 0 0	4 5 0	6 0 0

ハ 中型車

				鹿児島西
			松 元	2 0 0
		伊集院	1 5 0	3 5 0
	美 山	4 0 0	5 5 0	7 5 0
市 来	—	4 0 0	5 5 0	7 5 0

ニ 大型車

				鹿児島西
			松 元	2 5 0
		伊集院	2 5 0	5 0 0
	美 山	5 0 0	7 5 0	1, 0 0 0
市 来	—	5 0 0	7 5 0	1, 0 0 0

ホ 特大車

				鹿児島西
			松 元	4 5 0
		伊集院	4 0 0	8 5 0
	美 山	8 5 0	1 2 5 0	1, 7 0 0
市 来	—	8 5 0	1 2 5 0	1, 7 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑧一般国道９号（安来道路）（以下「安来道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		米子西
	安来	２００
東出雲	３５０	５００

ロ 普通車

		米子西
	安来	２００
東出雲	４５０	６５０

ハ 中型車

		米子西
	安来	３００
東出雲	５００	８００

ニ 大型車

		米子西
	安来	３５０
東出雲	７００	１,０５０

ホ 特大車

		米子西
	安来	６００
東出雲	１,２００	１,８００

（注）上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑨江津道路における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	１００
	江津西	１５０	２５０
江 津	１５０	３００	４００

ロ 普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	１００
	江津西	２００	３００
江 津	２００	４００	５００

ハ 中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	１５０
	江津西	２５０	４００
江 津	２００	４５０	６００

ニ 大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	200
	江津西	350	550
江 津	300	650	850

ホ 特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	350
	江津西	550	900
江 津	500	1,050	1,400

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑩椎田道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	普通車	大型車	特大車
料 金 の 額	400	600	1,400

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1ー3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 高速国道東九州自動車道と接続された後の各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

			椎田南
		椎田	100
	築城	200	300
豊津	100	300	400

ロ 大型車

			椎田南
		椎田	150
	築城	300	450
豊津	150	450	600

ハ 特大車

			椎田南
		椎田	350
	築城	700	1,050
豊津	350	1,050	1,400

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑪宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				速 見
			大分農業文化公園	150
		安 心 院	150	300
	院 内	150	300	450
宇 佐	—	250	400	550

ロ 普通車

				速 見
			大分農業文化公園	200
		安 心 院	200	400
		院 内	150	350
宇 佐	—	—	300	500
				700

ハ 中型車

				速 見
			大分農業文化公園	250
		安 心 院	250	500
		院 内	200	450
宇 佐	—	—	350	600
				850

ニ 大型車

				速 見
			大分農業文化公園	350
		安 心 院	350	650
		院 内	250	600
宇 佐	—	—	500	850
				1,150

ホ 特大車

				速 見
			大分農業文化公園	550
		安 心 院	550	1,100
		院 内	450	1,000
宇 佐	—	—	850	1,400
				1,950

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑫一般国道10号（日出バイパス）（以下「日出バイパス」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料金の額	250	300	350	500	850

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑬一般国道10号（延岡南道路）（以下「延岡南道路」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	普 通 車	大 型 車	特 大 車
料金の額	250	400	900

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1－3の自動車の車種区分をいう。

- ⑭隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		隼 人 東
	隼 人 西	1 0 0
加 治 木	1 0 0	2 0 0

ロ 普通車

		隼 人 東
	隼 人 西	1 5 0
加 治 木	1 5 0	2 5 0

ハ 中型車

		隼 人 東
	隼 人 西	1 5 0
加 治 木	1 5 0	2 5 0

ニ 大型車

		隼 人 東
	隼 人 西	2 0 0
加 治 木	2 0 0	4 0 0

ホ 特大車

		隼 人 東
	隼 人 西	3 5 0
加 治 木	3 5 0	7 0 0

（注）上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑮高松東道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日までとする。

イ 軽自動車等

			さぬき三木	終 点
		志 度	1 5 0	2 0 0
	津田寒川	1 0 0	2 5 0	3 0 0
津田東	1 5 0	2 5 0	4 0 0	4 5 0

ロ 普通車

			さぬき三木	終 点
		志 度	1 5 0	2 5 0
	津田寒川	1 5 0	3 0 0	3 5 0
津田東	2 0 0	3 0 0	4 5 0	5 5 0

ハ 中型車

			さぬき三木	終 点
		志 度	2 0 0	3 0 0
	津田寒川	1 5 0	3 5 0	4 5 0
津田東	2 0 0	3 5 0	5 5 0	6 5 0

ニ 大型車

				終 点
				さぬき三木
				—
		志 度	2 5 0	4 0 0
		津田寒川	2 0 0	4 5 0
		3 0 0	5 0 0	6 0 0
津田東	3 0 0	5 0 0	7 5 0	9 0 0

ホ 特大車

				終 点
				さぬき三木
				—
		志 度	4 5 0	7 0 0
		津田寒川	3 5 0	8 0 0
		5 0 0	8 5 0	1, 0 0 0
津田東	5 0 0	8 5 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは香川県木田郡三木町池戸をいう。

- ⑩一般国道24号（京奈和自動車道（京奈道路））（以下「京奈道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						木 津
						山田川
						100
				精華学研	100	200
				精華下狛	150	150
				150	300	250
		田辺西	150	300	300	400
		田辺北	150	300	450	550
城 陽	100	150	300	450	450	550

ロ 普通車

						木 津
						山田川
						100
				精華学研	100	200
				精華下狛	200	200
				200	200	300
		田辺西	200	400	400	500
		田辺北	200	400	600	700
城 陽	100	200	400	600	600	700

ハ 中型車

						木 津
						山田川
						100
				精華学研	100	200
				精華下狛	200	200
				200	200	300
		田辺西	200	400	400	500
		田辺北	200	400	600	700
城 陽	100	200	400	600	600	700

二 大型車

						木 津
					山田川	150
			精華学研	150	300	
		精華下狛	300	300	450	
	田辺西	300	600	600	750	
	田辺北	300	600	900	900	1050
城 陽	150	300	600	900	900	1050

ホ 特大車

						木 津
					山田川	300
			精華学研	300	600	
		精華下狛	550	550	850	
	田辺西	550	1100	1100	1400	
	田辺北	550	1100	1650	1650	1950
城 陽	300	550	1100	1650	1650	1950

城陽～田辺北

原動機付自転車
軽 車 両
自 転 車
10

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」「原動機付自転車」、「軽車両」及び「自転車」とあるのは、それぞれ別添1－2の自動車の車種区分をいう。

⑰一般国道34号（長崎バイパス）（以下「長崎バイパス」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種		軽自動車等	普通車	大型車	特大車
区間					
全 線		250	410	620	1,450
一部線	A区間	150	260	410	940
	B区間	100	150	210	510

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1－4の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、長崎県諫早市多良見町市布（起点）から長崎市川平町（川平インターチェンジ）までを、B区間とは、長崎市川平町（川平インターチェンジ）から長崎市西山町4丁目（終点）までをいう。

⑱湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						有 田
					有田南	—
				湯 浅	50	100
			広 川	—	150	150
		広川南	150	—	250	300
	川 辺	—	250	—	350	400
御 坊	—	—	350	—	500	500

ロ 普通車

						有 田
					有田南	—
				湯 浅	100	150
			広 川	—	150	200
		広川南	150	—	300	350
	川 辺	—	300	—	450	500
御 坊	—	—	450	—	600	650

ハ 中型車

						有 田
					有田南	—
				湯 浅	100	150
			広 川	—	200	250
		広川南	200	—	400	450
	川 辺	—	350	—	550	600
御 坊	—	—	550	—	750	800

二 大型車

						有 田
					有田南	—
				湯 浅	150	200
			広 川	—	300	350
		広川南	250	—	550	600
	川 辺	—	450	—	750	800
御 坊	—	—	700	—	1,000	1,050

ホ 特大車

					有 田	
				有田南	—	
			湯 浅	250	350	
		広 川	—	500	600	
	広川南	400	—	900	1,000	
川 辺	—	800	—	1,250	1,350	
御 坊	—	—	1,200	—	1,700	1,800

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑱一般国道１９６号（今治・小松自動車道（今治小松道路））（以下「今治小松道路」という。）における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			終 点
		いよ小松北	—
	東予丹原	１００	１００
今治湯ノ浦	２００	３００	３００

ロ 普通車

			終 点
		いよ小松北	—
	東予丹原	１００	１００
今治湯ノ浦	３００	３５０	４００

ハ 中型車

			終 点
		いよ小松北	—
	東予丹原	１００	１５０
今治湯ノ浦	３５０	４５０	５００

ニ 大型車

			終 点
		いよ小松北	—
	東予丹原	１５０	２００
今治湯ノ浦	４５０	６００	６５０

ホ 特大車

			終 点
		いよ小松北	—
	東予丹原	２５０	３５０
今治湯ノ浦	７５０	１，０００	１，１００

(注１) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注２) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

⑳一般国道４７８号（京都縦貫自動車道）（以下「京都縦貫自動車道」という。）における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

											丹波
										園部	200
									八木西	—	—
								八木中	200	400	400
							八木東	—	—	—	—
						千代川	200	—	200	400	400
					大井	150	350	—	350	550	550
				亀岡	150	150	350	—	350	550	550
			篠	200	200	200	400	—	400	600	600
		沓掛	200	400	400	400	600	—	600	800	800
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長岡京	200	—	450	650	650	650	850	—	850	1050	1050
大山崎	100	250	—	500	700	700	700	900	—	900	1100

ロ 普通車

											丹波
										園部	250
									八木西	—	—
								八木中	250	500	500
							八木東	—	—	—	—
						千代川	250	—	250	500	500
					大井	200	450	—	450	700	700
				亀岡	200	200	450	—	450	700	700
			篠	250	250	250	500	—	500	750	750
		沓掛	250	500	500	500	750	—	750	1000	1000
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長岡京	250	—	550	800	800	800	1050	—	1050	1300	1300
大山崎	100	300	—	600	850	850	850	1100	—	1100	1350

ハ 中型車

											丹波
										園部	300
									八木西	—	—
								八木中	300	600	600
							八木東	—	—	—	—
						千代川	300	—	300	600	600
					大井	250	550	—	550	850	850
				亀岡	250	250	550	—	550	850	850
			篠	300	300	300	600	—	600	900	900
		沓掛	300	600	600	600	900	—	900	1200	1200
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長岡京	300	—	650	950	950	950	1250	—	1250	1550	1550
大山崎	100	350	—	700	1000	1000	1000	1300	—	1300	1600

ニ 大型車

											丹波
										園部	400
									八木西	—	—
								八木中	400	800	800
							八木東	—	—	—	—
						千代川	400	—	400	800	800
					大井	350	750	—	750	1150	1150
				亀岡	350	350	750	—	750	1150	1150
			篠	400	400	400	800	—	800	1200	1200
		沓掛	400	800	800	800	1200	—	1200	1600	1600
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長岡京	400	—	900	1300	1300	1300	1700	—	1700	2100	2100
大山崎	150	500	—	1000	1400	1400	1400	1800	—	1800	2200

ホ 特大車

											丹波
										園部	700
									八木西	—	—
								八木中	700	1400	1400
							八木東	—	—	—	—
						千代川	700	—	700	1400	1400
					大井	550	1250	—	1250	1950	1950
				亀岡	550	550	1250	—	1250	1950	1950
			篠	700	700	700	1400	—	1400	2100	2100
		沓掛	700	1400	1400	1400	2100	—	2100	2800	2800
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長岡京	700	—	1550	2250	2250	2250	2950	—	2950	3650	3650
大山崎	300	850	—	1650	2350	2350	2350	3050	—	3050	3750

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 大山崎とは京都府乙訓郡大山崎町字円明寺に設置するインターチェンジ及びジャンクションをいう。春日とは京都市西京区大枝西長町に、長岡京とは長岡京市下海印寺岸ノ下にそれぞれ設置するインターチェンジをいう。

(注3) 大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金については、大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジの供用開始の日から適用する。

②①一般国道481号（関西国際空港連絡橋）（以下「関西国際空港連絡橋」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	600	800	1,000	1,300	2,200

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

②②一般国道４９７号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））（以下「武雄佐世保道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種		普 通 車	大 型 車	特 大 車
区 間				
全線		8 1 0	1, 2 5 0	2, 9 2 0
一 部 線	A 区 間	4 1 0	6 3 0	1, 4 6 0
	B 区 間	2 0 0	3 1 0	7 3 0
	C 区 間	2 0 0	3 1 0	7 3 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、武雄市東川登町大字袴野から長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷までをいい、B区間とは、同県同郡同町折敷瀬郷から佐世保市木原町までをいい、C区間とは、同市木原町から同市大塔町までをいう。

⑳一般国道４９７号（西九州自動車道（佐世保道路））（以下「佐世保道路」という。）における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料金の額	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0	4 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年８月２日建設省令第３８号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（平成２０年１２月１日。以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(24)から(46)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数(別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。))。

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう(以下同じ。))。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。)が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

なお、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が450万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当た

りの月間平均利用額が2万7千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。ただし、上記10パーセントの割引を適用する利用者を除く。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成26年3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年4月29日から平成26年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は（1）①イ（イ）に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）、（1）①ロに定める均一制を適用する各区間（以下「均一制区間」という。）又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ その他

沖縄自動車道については平成23年6月19日までロのただし書きを適用する。広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）及び湯浅御坊道路については平成26年3月31日まで本割引を適用する。今治小松道路については、平日は平成20年10月14日（平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。）から平成26年3月31日まで、休日は平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。京都縦貫自動車道については、平日は平成20年11月11日から平成26年3月31日まで、休日は平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。第二京阪道路については平成21年3月28日から本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については平成23年4月1日から平成26年3月31日まで本割引を適用する（ただし、ロのただし書きについては西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。

⑤通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添 6 のうち A 若しくは B に掲げる高速道路を含む 100 キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添 3 に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添 5 に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する ETC 車。

ただし、上記の自動車が本割引（2 会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を 1 回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は 1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて 1 回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
中央自動車道西宮線と京都縦貫自動車道を、中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジと京都縦貫自動車道の沓掛インターチェンジを経由し連続して通行する場合（京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
近畿自動車道敦賀線と京都縦貫自動車道を、近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション（近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジ（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の端末のインターチェンジ。）を連続して通行する場合に限る。）と京都縦貫自動車道の丹波インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路のうち京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）
近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道 165 号及び 166 号（南阪奈道路）（以下「南阪奈道路」という。）を、近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと南阪奈道路の羽曳野インターチェンジを経由し連続して通行する場合（大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。）。
山陽自動車道吹田山口線と一般国道 31 号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島イ

ンターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と椎田道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ（東九州自動車道の行橋インターチェンジ供用の日からは同インターチェンジ。）を経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
椎田道路と宇佐別府道路を、宇佐別府道路の宇佐インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道 201 号（八木山バイパス）を、九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東九州自動車道を、日向インターチェンジと高鍋インターチェンジ（日向インターチェンジから高鍋インターチェンジまで区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（日向インターチェンジから高鍋インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。）。
関西国際空港線と関西国際空港連絡橋を、関西国際空港線の全線から関西国際空港連絡橋の関西国際空港インターチェンジを連続して通行する場合。
京滋バイパスと京奈道路を、京滋バイパスの巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、近畿自動車道名古屋神戸線と京奈道路を、近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合とする。）。
第二京阪道路と京奈道路を、第二京阪道路の八幡東インターチェンジと京奈道路の田辺北インターチェンジ又は第二京阪道路の枚方東インターチェンジと京奈道路の田辺西インターチェンジを経由し連続して通行する場合（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、近畿自動車道名古屋神戸線と京奈道路を、近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合とする。）。

(ロ) (イ) 以外の区間

別添 6 のうち C に掲げる高速道路を通行し、かつ、午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する ETC 車。

ただし、上記の自動車の本割引（2 会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を 1 回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は 1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて 1 回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、鹿児島道路、京奈道路、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。

ロ 割引率

割引率は 50 パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添 6 のうち A、B 及び C に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添 6 のうち A、B 若しくは C に掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、

当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。) こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出された額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(L R + L'1 R'1 + 150) \times 0.5 + L'2 R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)

R : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'1 : 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ その他

広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路(ただし、四国横断自動車道阿南四十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。)、長崎バイパス及び湯浅御坊道路については平成26年3月31日まで本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、今治小松道路、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については平成23年4月1日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑥通勤割引(距離制限緩和)

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。)、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する通勤割引(距離制限緩和)を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、⑤イ(イ)又は⑤イ(ロ)の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行

うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路のキロ程 (単位: キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t + P + P'1 \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t$ 又は $P'1 \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75を加算した値。

L : (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P'1: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) ①イ (ハ) ト)に定める料金の額 (単位: 円)

R : (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1: 関門特別区間又は(1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P'1 \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P'1 \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P'1 : 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1)①イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位:円)

R : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

ただし、沖縄自動車道については平成23年6月19日まで本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については平成23年4月1日から本割引を適用する。

⑦早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(近畿自動車道松原那智勝浦線の対距離制区間において、同路線の均一制区間の全部又は一部と連続して通行する場合に限り、岸和田和泉インターチェンジから一律10.1キロメートルを加算した100キロメートル以内の区間もこの区間に含めるものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちB、D及びEに

掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

湯浅御坊道路については平成26年3月31日まで本割引を適用する。京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間については京都縦貫自動車道の大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。第二京阪道路については平成21年3月28日から本割引を適用する。

⑧平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間（平成21年3月30日から平成26年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。）に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

沖縄自動車道については平成23年6月19日まで本割引を適用する。今治小松道路については平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。京都縦貫自動車道については平成20年11月11日から本割引を適用する。第二京阪道路、八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月30日から本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

⑨平日昼間割引

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

（イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バ

イパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出することとする。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路のキロ程 (単位: キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.7 + L'2 R'2) + 105) \times t + P + P'1 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.7 + L'2 R'2) + 105) \times t$ 又は $P'1 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75を加算した値。

L : (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P'1: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) ①イ (ハ) ト)に定める料金の額 (単位: 円)

R : (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1: 関門特別区間又は(1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P'1 \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P'1 \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 $P'1$ 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位: キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

$L'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位: 円)

$P'1$: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1)①イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位: 円)

R : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

$R'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

ただし、沖縄自動車道については平成23年6月19日まで本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

⑩休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間を通行し(大都市近郊区間のみの通行を除く。)、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車(広島岩国道路、東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路並びに延岡南道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。))。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ(イ)の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

(ロ) (イ) 以外の区間

別添6のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ(ロ)の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出された額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((L R + L'1 R'1 + 150) \times 0.5 + L'2 R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)

R : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'1: 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

沖縄自動車道については平成23年6月19日まで本割引を適用する。京都縦貫自動車道については平成20年11月15日から本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月28日から割引を適用する。関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

⑪休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路並びに延岡南道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ロ 割引率

（イ）普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ただし、平成23年6月19日までの間においては甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額及び別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路の上記算出後の額を合算した額又は別添6のうちCに掲げる各高速道路の上記算出後の額それぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

（ロ）大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間及び別添6のうちD若しくはEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、割引後料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちD若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（ハ）普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ）夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれるものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添6のうちA、B及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、平成23年6月19日までは、当該算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1000 + P \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- L : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
- P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれるものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Aにより算出した額とする。ただし、平成23年6月19日までは下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。なお、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、イ)の定めにより算出した額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((LR + L'R') \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t + P \times 0.5 + P'1 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'R') \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P \times 0.5$ 又は $P'1 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' L'2R'2 \times 0.7 \times t + 1000 + P'1 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $a' L'2R'2 \times 0.7 \times t$ 又は $P'1 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
- a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- L : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'1 : 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
- P : 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) ①イ(ハ)ト)に定める料金の額（単位：円）
- P'1 : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- R : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- R'1 : 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額（下記A又はBに限る。）を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日（次表

のうち山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を連続して通行する場合又は山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を連続して通行する場合において、中国縦貫自動車道の作東インターチェンジ及び山陽自動車道吹田山口線の備前インターチェンジ以西のみの区間と四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジ及び四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジ以西のみの区間を通行する場合は平成21年3月28日)から平成23年6月19日まで、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ) の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

B (ハ) イ) 又はロ) の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$a L R d t + P d$$

※ただし、上記式において、a L R d t 又はP d の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

d : 本割引適用後の料金の額を(ハ)イ)の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を(ハ)ロ)の定めにより算出した場合は0.7。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。

中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

中国横断自動車道岡山米子線と安来道路と中国横断自動車道尾道松江線を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジ及び安来道路の東出雲インターチェンジと中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

近畿自動車道松原那智勝浦線と南阪奈道路を、近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと南阪奈道路の羽曳野インターチェンジを経由し連続して通行する場合(大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。))。

九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合(広島高速道路公社が管理する高速1号線及び高速2号線を連続して通行する場合に限る。))。

山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合(周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。平成23年4月1日から適用する。))。

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道 28 号及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道 30 号を連続して通行する場合（平成 23 年 4 月 1 日から適用する。）。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ 2 倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2 倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成 21 年 3 月 28 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

ただし、沖縄自動車道については平成 23 年 6 月 19 日まで本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

⑫特別区間等における割引（I）

イ 割引をする自動車

E T C 車。

ロ 割引額等

（イ）関門特別区間等

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）①イ（ロ）イ）A 及び B の表中に定める関門特別区間及び近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの 1 キロ当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関門 特別区間	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジ から 有田インターチェンジ まで
軽自動車等	15.36	9.447
普通車	19.2	11.808
中型車	23.04	14.17
大型車	31.68	19.484
特大車	52.8	32.472

ただし、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジ相互間のみを通行する場合には、次表の額（単位：円）を割引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	150	250

（ロ）広島岩国道路における割引

割引率は 30 パーセントとし、広島岩国道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ

程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成21年5月13日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑬特別区間等における割引（Ⅱ）

イ 割引をする自動車

全自動車。

ロ 割引額

（イ）関門特別区間等

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）①イ（ロ）イ）A及びBの表中に定める関門特別区間及び近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの1キロ当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関門 特別区間	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで
軽自動車等	31.52	11.808
普通車	39.4	14.76
中型車	47.28	17.712
大型車	65.01	24.354
特大車	108.35	40.59

（ロ）広島岩国道路における割引

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）⑤に定める広島岩国道路の料金の額を減じるものとする。

イ）普通車

			廿日市
		廿日市ジャンクション	50
	大野	250	100
大竹	100	350	200
大竹西	0	150	300

ロ）大型車

			廿日市
		廿日市ジャンクション	50
	大野	300	150
大竹	150	450	300
大竹西	50	200	400

ハ）特大車

			廿日市
		廿日市ジャンクション	150
	大野	850	500
大竹	450	1,500	1,100
大竹西	150	750	1,400

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年3月31日までとする。

⑭休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジ
京滋バイパス	各インターチェンジ
第二京阪道路	起点から京田辺松井インターチェンジまでの各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月4日から平成26年3月31日までとする。

⑮第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後

の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。

⑯近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路のＢ区間又はＣ区間と近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、近畿自動車道天理吹田線の通行料金に適用する。

割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成２２年３月２０日から平成２６年３月３１日までとする。

⑰近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

イ 割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、近畿自動車道松原那智勝浦線の通行料金に適用する。

割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成２１年５月１３日から平成２６年３月３１日までとする。

⑱第二京阪道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、久御山南インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路のＣ区間までの相互間を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ 割引額

イに定める通行について、次表の額（単位：円）を割引く。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	１５０	２５０	３５０	５００	１０００

ただし、第二京阪道路の起点と第二京阪道路のＣ区間までの相互間を通行する場合の割引額（単位：円）は次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	２５０	３５０	４５０	６５０	１３００

ハ 適用する期間

平成２２年３月２０日から平成２６年３月３１日までとする。

⑲中央自動車道西宮線、近畿自動車道天理吹田線、京滋バイパス及び第二京阪道路ネットワーク利用割引（以下「ネットワーク割引」という。）

イ 割引をする自動車

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと近畿自動車道天理吹田線の各インターチェンジ相互間を、第二京阪道路を利用し連続して通行するＥＴＣ車。

ロ 割引額

イに定める通行をする場合において、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の

各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間の料金を中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金と同額にする。

ただし、第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間を相互に連続して通行する場合について、本割引を適用する場合の料金の額が第二京阪道路連続利用割引を適用する場合の料金の額に比べて高い場合、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金を第二京阪道路連続利用割引を適用した場合の料金と同額とする。

ハ 適用する期間

平成22年3月20日から平成26年3月31日までとする。

⑩第二京阪道路特定区間利用割引

イ 割引をする自動車

イ) 枚方東インターチェンジを通行するETC車。

ロ) 第二京阪道路のB区間又はC区間の交野南インターチェンジと第二京阪道路のC区間の寝屋川北インターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引額

イに定める通行について、次表の額（単位：円）を割引く。

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	イ)	150	250	250	400	800
	ロ)	150	250	300	400	700

ハ 適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

⑪南阪奈道路、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引（以下「ETC連続利用割引」という。）

イ 割引をする自動車

南阪奈道路の葛城インターチェンジから羽曳野東インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して通行するETC車。

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジにおいて流出入した場合	20パーセント

⑫沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く）。

ロ 割引適用後の料金の額

別添7のとおりとする。

ハ 適用する期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

⑬障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村

及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

②4乗合型自動車(定期路線)割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

②5休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路(関西国際空港連絡橋を除く。)を通行する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。))。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成23年6月19日までとする。

②⑥乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、鹿児島道路、安来道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1-1、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

②⑦通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1-2に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

②⑧割引相互間の適用関係

イ ①から⑤に定める割引相互間の重複適用関係は別添8のとおりとする。

ロ 別添8において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

②⑨企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

- (4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) ①イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制区間を除く。)を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

- (5) その他

イ (2) 割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月29日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものと被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大型車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ヨ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添 3 インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）

中央自動車道西宮線（八日市・西宮間）

										西宮	
										7.0	
										4.8	11.8
										9.6	14.4
										3.2	12.8
										7.8	11.0
										8.3	16.1
										7.8	16.1
										9.9	17.7
										3.3	13.2
										6.3	9.6
										4.0	10.3
										6.1	10.1
										1.2	7.3
										—	11.0
										—	17.0
										6.0	17.0
										—	23.7
										6.7	12.7
										—	23.7
										29.8	29.8
										33.8	33.8
										40.1	40.1
										43.4	43.4
										53.3	53.3
										61.1	61.1
										69.4	69.4
										77.2	77.2
										80.4	80.4
										90.0	90.0
										94.8	94.8
										101.8	101.8

		京都南	高槻第二	茨木
		7.8	8.3	16.1
久御山	大山崎	3.3	11.1	11.6
淀				19.4

近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀土山・神戸間、草津ジャンクション・大津ジャンクション間、高槻第一ジャンクション・高槻第二ジャンクション間）

										甲賀土山	
										10.2	
										6.7	16.9
										11.6	18.3
										18.0	29.6
										7.1	25.1
										3.5	10.6
										10.7	14.2
										9.9	20.6
										8.1	18.0
										5.6	13.7
										14.6	22.7
										7.9	16.9
										22.5	30.6
										40.5	40.5
										51.2	51.2
										54.7	54.7
										61.8	61.8
										79.8	79.8
										91.4	91.4
										98.1	98.1
										108.3	108.3
										18.7	18.7
										22.0	22.0
										19.5	19.5

		草津	大津
		1.2	3.6
栗東	草津	6.1	7.3
瀬田東・瀬田西		4.0	5.2

		高槻第二	大山崎	茨木
		1.1	9.4	8.9
高槻第一	高槻	1.4	2.5	10.8
ジャンクション				10.3

近畿自動車道松原那智勝浦線（岸和田和泉・有田間、御坊・田辺間）

岸和田 和泉		貝塚	泉南・ 阪南	和歌山 シヤンション 北	和歌山	海南東 ・海南	下津	有田	御坊・ 御坊南			印南	みなべ	南紀田辺
								—						5.8
								8.8						17.4
								1.6						17.4
								13.0						27.2
								21.8						
				4.8	6.7	19.7	21.3	28.5						
			8.4	13.2	15.1	28.1	29.7	36.9						
			13.1	21.5	26.3	28.2	41.2	42.8	50.0					
		9.1	22.2	30.6	35.4	37.3	50.3	51.9	59.1					

近畿自動車道敦賀線（吉川ジャンクション・小浜間）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

		山崎	佐用	佐用
	山崎		ジ°ヤンクシヨシ	
播磨 新宮	ジ°ヤンクシヨシ	3.7	13.9	15.9
	11.5	15.2	25.4	27.4

		千代田	千代田	戸河内
	広島北	ｼﾞｮｧﾝｸｼｮﾝ		
広島北	ｼﾞｮｧﾝｸｼｮﾝ	12.1	14.1	17.4
	2.8	14.9	16.9	20.2

山陽自動車道吹田山口線（神戸ジャンクション・廿日市間、大竹・山口ジャンクション間）

[illegible]

														官島			廿日市																												
														五日市		スマート		4.3																											
														広島		10.0		14.3																											
														広島		3.0		13.0		17.3																									
														7.5		10.5		20.5		24.8																									
														6.4		13.9		16.9		26.9		31.2																							
														志和		10.4		16.8		24.3		37.3		41.6																					
														11.0		21.4		27.8		35.3		48.3		52.6																					
														4.9		15.9		26.3		32.7		40.2		53.2		57.5																			
														8.2		14.4		19.3		30.3		40.7		54.6		67.6		71.9																	
														11.3		19.5		25.7		30.6		41.6		52.0		58.4		65.9		78.9		83.2													
														12.7		24.0		32.2		38.4		43.3		54.3		64.7		71.1		78.6		81.6		91.6		95.9									
														1.3		14.0		25.3		33.5		39.7		44.6		55.6		66.0		72.4		79.9		82.9		92.9		97.2							
														4.5		5.8		18.5		29.8		38.0		44.2		49.1		60.1		70.5		76.9		84.4		87.4		97.4		101.7					
														福山西		16.9		21.4		22.7		35.4		46.7		54.9		61.1		66.0		77.0		87.4		93.8		101.3		104.3		114.3		118.6	
														笠岡		28.5		33.0		34.3		47.0		58.3		66.5		72.7		77.6		88.6		99.5		105.4		112.9		115.9		125.9		130.2	
														鴨方		36.7		41.2		42.5		55.2		66.5		74.7		80.9		85.8		96.8		107.2		113.6		121.1		124.1		134.1		138.4	
														玉島		46.7		51.2		52.5		65.2		76.5		84.7		90.9		95.8		106.8		117.2		123.6		131.1		134.1		144.1		148.4	
														倉敷		56.2		60.7		62.0		74.7		86.0		94.7		100.4		105.3		116.3		126.7		133.1		140.6		143.6		153.6		157.9	
														早島		61.7		66.2		67.5		80.2		91.5		99.7		105.9		110.8		121.8		132.2		138.6		146.1		149.1		159.1		163.4	
														倉敷ジャンクション		58.3		62.8		64.1		76.8		88.1		96.3		102.5		107.4		118.4		128.8		135.2		142.7		145.7		155.7		160.0	
														岡山総社		67.4		71.9		73.2		85.9		97.2		105.4		111.6		116.5		127.5		137.9		144.3		151.8		154.8		164.8		169.1	
														岡山ジャンクション		64.7		69.2		70.5		83.2		94.5		102.7		108.9		113.8		124.8		135.2		141.6		149.1		152.1		162.1		166.4	
														吉備スマート		70.2		74.7		76.0		88.7		100.0		108.2		114.4		119.3		130.3		140.7		147.1		154.6		157.6		167.6		171.9	
														岡山		71.8		76.3		77.6		90.3		101.6		109.8		116.0		120.9		131.9		142.3		148.7		156.2		159.2		169.2		173.5	
														山陽		85.4		89.9		91.2		103.9		115.2		123.4		129.6		134.5		145.5		155.9		162.3		169.8		172.8		182.8		187.1	
														瀬戸		89.3		93.8		95.1		107.8		119.1		127.3		133.5		138.4		149.4		159.8		166.2		173.7		176.7		186.7		191.0	
														和気		99.5		104.0		105.3		118.0		129.3		137.5		143.7		148.6		159.6		170.0		176.4		183.9		186.9		196.9		201.2	
														備前		109.8		114.3		115.6		128.3		139.6		147.8		154.0		158.9		169.9		180.3		186.7		194.2		197.2		207.2		211.5	
														赤穂		120.3		124.8		126.1		138.8		150.1		158.3		164.5		169.4		180.4		190.8		197.2		204.7		207.7		217.7		222.0	
														播磨新宮		146.2		150.7		152.0		164.7		176.0		184.2		190.4		195.3		206.3		216.7		223.1		230.6		233.6		243.6		247.9	
														播磨ジャンクション		133.4		137.9		139.2		151.9		163.2		171.4		177.6		182.5		193.5		203.9		210.3		217.8		220.8		230.8		235.1	
														龍野西		134.9		139.4		140.7		153.4		164.7		172.9		179.1		184.0		195.0		205.4		211.8		219.3		222.3		232.3		236.6	
														龍野		139.3		143.8		145.1		157.8		169.1		177.3		183.5		188.4		199.4		209.8		216.2		223.7		226.7		236.7		241.0	
														山陽姫路西		145.9		150.4		151.7		164.4		175.7		183.9		190.1		195.0		206.0		216.4		222.8		230.3		233.3		243.3		247.6	
														山陽姫路東		158.8		163.3		164.6		177.3		188.6		196.8		203.0		207.9		218.9		229.3		235.7		243.2		245.2		256.2		260.5	
														加古川北		167.4		171.9		173.2		185.9		197.2		205.4		211.6		216.5		227.5		237.9		244.3		251.8		254.8		264.8		269.1	
														三木小野		180.9		185.4		186.7		199.4		210.7		218.9		225.1		230.0		241.0		251.4		257.8		265.3		268.3		278.3		282.6	
														三木東		190.6		195.1		196.4		209.1		220.4		228.6		234.8		239.7		250.7		261.1		267.5		275.0		278.0		288.0		292.3	
														神戸西		202.8		207.3		208.6		221.3		232.6		240.8		247.0		251.9		262.9		273.3		279.7		287.2		290.2		300.2		304.5	
														三木ジャンクション		193.2		197.7		199.0		211.7		223.0		231.2		237.4		242.3		253.3		263.7		270.1		277.6		280.6		290.6		294.9	
														神戸北		206.0		210.5		211.8		224.5		235.8		244.0		250.2		255.1		266.1		276.5		282.9		290.4		293.4		303.4		307.7	
														神戸ジャンクション		208.6		213.1		214.4		227.1		238.4		246.6		252.8		257.7		268.7		279.1		285.5		293.0		296.0		306.0		310.3	

[illegible]

[illegible]

西予 宇和	大洲
	北只 15.7

九州縦貫自動車道鹿児島線（門司・鹿児島間）

門司	新門司	小倉東	小倉南	八幡	宮田	若宮	古賀	福岡	須恵	太宰府	筑紫野	鳥栖	久留米	広川	八女	柳川	みやま	南関	菊水	植木	北熊本	熊本	熊本空港	益城	嘉島	御船	城南	松橋	小川BS	八代	人吉	えびの	22.3												
																																	スマート	9.5	0.5	38.5	60.8								
																																	スマート	10.0	48.0	70.3									
																																	8.9	18.4	18.9	56.9	79.2								
																																	6.4	15.3	24.8	25.3	63.3	85.6							
																																	5.6	12.0	20.9	30.4	30.9	68.9	91.2						
																																	2.5	8.1	14.5	23.4	32.9	33.4	71.4	93.7					
																																	4.2	6.7	12.3	18.7	27.6	37.1	37.6	75.6	97.9				
																																	5.2	9.4	11.9	17.5	23.9	32.8	42.3	42.8	80.8	103.1			
																																	9.2	14.4	18.6	21.1	26.7	33.1	42.0	51.5	52.0	90.0	112.3		
																																	4.7	13.9	19.1	23.3	25.8	31.4	37.8	46.7	56.2	56.7	94.7	117.0	
																																	10.7	15.4	24.6	29.8	34.0	36.5	42.1	48.5	57.4	66.9	67.4	105.4	127.7
																																	22.3	27.0	36.2	41.4	45.6	48.1	53.7	60.1	69.0	78.5	79.0	117.0	139.3
																																	36.4	45.6	50.8	55.0	57.5	63.1	69.5	78.4	87.9	88.4	126.4	148.7	
																																	43.6	52.8	58.0	62.2	64.7	70.3	76.7	85.6	95.1	95.6	133.6	155.9	
																																	52.8	58.0	63.2	67.4	69.9	75.5	81.9	90.8	100.3	100.8	138.8	161.1	
																																	56.6	65.8	71.0	75.2	77.7	83.3	89.7	98.6	108.1	108.6	146.6	168.9	
62.5	67.2	76.4	81.6	85.8	88.3	93.9	100.3	109.2	118.7	119.2	157.2	179.5																																	
75.1	84.3	89.5	93.7	96.2	101.8	108.2	117.1	126.6	127.1	165.1	187.4																																		
82.0	91.2	96.4	100.6	103.1	108.7	115.1	124.0	133.5	134.0	172.0	194.3																																		
88.6	97.8	103.0	107.2	109.7	115.3	121.7	130.6	140.1	140.6	178.6	200.9																																		
93.7	102.9	108.1	112.3	114.8	120.4	126.8	135.7	145.2	145.7	183.7	206.0																																		
104.3	113.5	118.7	122.9	125.4	131.0	137.4	146.3	155.8	156.3	194.3	216.6																																		
116.8	126.0	131.2	135.4	137.9	143.5	149.9	158.8	168.3	168.8	206.8	229.1																																		
125.9	135.1	140.3	144.5	147.0	152.6	159.0	167.9	177.4	177.9	215.9	238.2																																		
130.7	139.9	145.1	149.3	151.8	157.4	163.8	172.7	182.2	182.7	220.7	243.0																																		
141.8	151.0	156.2	160.4	162.9	168.5	174.9	183.8	193.3	193.8	231.8	254.1																																		
145.6	154.8	160.0	164.2	166.7	172.3	178.7	187.6	197.1	197.6	235.6	257.9																																		
157.9	167.3	169.8	175.4	181.8	190.7	200.2	200.7	238.7	261.0																																				
157.6	166.8	172.0	176.2	178.7	184.3	190.7	199.6	209.1	209.6	247.6	269.9																																		
171.2	176.4	180.6	183.1	188.7	195.1	204.0	213.5	214.0	252.0	274.3																																			

九州縦貫自動車道宮崎線（えびの・宮崎間）

[illegible]

[illegible][illegible]

					豊津
				行橋PA	
			行橋	スマート	5.1
		苅田北九		2.3	7.4
	北九州	空港	8.6	10.9	16.0
	ｼﾞｭﾝｸｼｮﾝ	8.2	16.8	19.1	24.2
小倉東	3.1	11.3			
小倉南	3.8	12.0			

				中津	宇佐
			上毛PA	三光	8.9
	豊前		スマート	7.0	15.9
椎田南			5.2	12.2	21.1
	7.2	12.4	19.4	28.3	

				佐伯
			津久見	
		臼杵		13.0
	大分		7.0	20.0
大分	宮河内	14.0	21.0	34.0
米良	6.2	20.2	27.2	40.2

								清武	田野	宮崎
							宮崎西		8.5	8.4
								7.9		
								16.8		24.7
							西都	12.1	28.9	36.8
						高鍋		12.9	25.0	41.8
					都農				41.8	49.7
				日向						49.7
					20.0	32.9	45.0	61.8	69.7	
門川					13.9	33.9	46.8	58.9	75.7	83.6

末吉 財部	国分	隼人東
	22.5	4.8 27.3

		益城	御船
	嘉島	熊本空港	
	ジ・ヤンクシオン	4.2	2.5
嘉島	0.9	5.2	3.3

		清武	田野	宮崎
	清武			
	ジャンクション	2.2	6.3	6.2
清武南	1.1	3.3	7.4	7.3

沖縄自動車道（許田・那覇間）

		泉佐野・りんくう
	上之郷	—
貝塚	6.9	12.9
泉南・阪南	7.4	13.4

		門司
	門司港	—
下関	4.3	9.4

										那覇
										西原
										西原
										—
										3.2
										5.6
										6.4
										9.6
										12.0
										12.7
										10.9
										13.3
										12.2
										15.4
										17.8
										10.9
										17.3
										20.5
										22.9
										19.4
										25.8
										29.0
										31.4
										22.1
										28.5
										31.7
										34.1
										27.9
										34.3
										37.5
										39.9
										36.1
										42.5
										45.7
										48.1
										45.3
										51.7
										54.9
										57.3

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
2 0 0	3 0 0	2 5 0
2 5 0	3 5 0	3 0 0
3 0 0	4 0 0	3 5 0
3 5 0	5 0 0	4 5 0
4 0 0	5 5 0	5 0 0
4 5 0	6 0 0	6 0 0
5 0 0	6 5 0	6 5 0
5 5 0	7 5 0	7 5 0
6 0 0	8 0 0	8 0 0
6 5 0	8 5 0	8 5 0
7 0 0	9 5 0	9 5 0
7 5 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0
8 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
8 5 0	1, 1 5 0	1, 1 5 0
9 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0
9 5 0	1, 2 5 0	1, 2 5 0
1, 0 0 0	1, 3 0 0	1, 3 5 0
1, 0 5 0	1, 4 0 0	1, 4 0 0
1, 1 0 0	1, 4 5 0	1, 4 5 0
1, 1 5 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0
1, 2 0 0	1, 6 0 0	1, 6 0 0
1, 2 5 0	1, 6 5 0	1, 6 5 0
1, 3 0 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0
1, 3 5 0	1, 8 0 0	1, 8 0 0
1, 4 0 0	1, 8 5 0	1, 8 5 0
1, 4 5 0	1, 9 0 0	1, 9 0 0
1, 5 0 0	1, 9 5 0	2, 0 0 0
1, 5 5 0	2, 0 5 0	2, 0 5 0
1, 6 0 0	2, 1 0 0	2, 1 0 0
1, 6 5 0	2, 1 5 0	2, 2 0 0
1, 7 0 0	2, 2 5 0	2, 2 5 0

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1, 7 5 0	2, 3 0 0	2, 3 0 0
1, 8 0 0	2, 3 5 0	2, 4 0 0
1, 8 5 0	2, 4 5 0	2, 4 5 0
1, 9 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0
1, 9 5 0	2, 5 5 0	2, 6 0 0
2, 0 0 0	2, 6 0 0	2, 6 5 0
2, 0 5 0	2, 7 0 0	2, 7 0 0
2, 1 0 0	2, 7 5 0	2, 8 0 0
2, 1 5 0	2, 8 0 0	2, 8 5 0
2, 2 0 0	2, 9 0 0	2, 9 0 0
2, 2 5 0	2, 9 5 0	3, 0 0 0
2, 3 0 0	3, 0 0 0	3, 0 5 0
2, 3 5 0	3, 1 0 0	3, 1 0 0
2, 4 0 0	3, 1 5 0	3, 2 0 0
2, 4 5 0	3, 2 0 0	3, 2 5 0
2, 5 0 0	3, 2 5 0	3, 3 0 0
2, 5 5 0	3, 3 5 0	3, 4 0 0
2, 6 0 0	3, 4 0 0	3, 4 5 0
2, 6 5 0	3, 4 5 0	3, 5 0 0
2, 7 0 0	3, 5 5 0	3, 6 0 0
2, 7 5 0	3, 6 0 0	3, 6 5 0
2, 8 0 0	3, 6 5 0	3, 7 0 0
2, 8 5 0	3, 7 5 0	3, 8 0 0
2, 9 0 0	3, 8 0 0	3, 8 5 0
2, 9 5 0	3, 8 5 0	3, 9 0 0
3, 0 0 0	3, 9 0 0	4, 0 0 0
3, 0 5 0	4, 0 0 0	4, 0 5 0
3, 1 0 0	4, 0 5 0	4, 1 0 0
3, 1 5 0	4, 1 0 0	4, 1 5 0
3, 2 0 0	4, 2 0 0	4, 2 5 0
3, 2 5 0	4, 2 5 0	4, 3 0 0
3, 3 0 0	4, 3 0 0	4, 3 5 0

別添 5 一般有料道路等のキロ程 (単位: キロメートル)

一般国道1号及び478号(京磁バイパス)

[illegible]

一般国道42号(湯浅御坊道路)

					川辺	御坊
			広川南		—	—
		湯浅	—	4.5	8.5	13.0
有田	有田南	2.7	—	—	—	—
	—	3.9	5.2	9.7	13.7	18.2
			6.4	10.9	14.9	19.4

一般国道2号(広島岩国道路)

			廿日市
			廿日市ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
大野			2.9
大竹			4.7
大竹西			7.6
		8.3	13.0
	0.7	9.0	15.9
			13.7
			16.6

一般国道 11 号（高松東道路）（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日まで）

			津田寒川	津田東
		志度		5.2
	さぬき三木		3.4	8.6
終点		4.7	8.1	13.3
	一	7.0	10.4	15.6

一般国道3号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））

八代シヤンクシヨシヨシ	八代南	日奈久
	6.6	12.0
		5.4

一般国道10号(椎田道路)

			椎田南
		椎田	
	築城		1.6
豊津		5.1	6.7
	2.2	7.3	8.9

一般国道10号(宇佐別府道路)

				速見
				大分農業文化公園
安心院				6.3
宇佐	院内			6.3
			5.2	11.5
	4.6	9.8	16.1	22.4

一般国道10号(延岡南道路)

延岡南	門川
	3.7

一般国道10号(日出バイパス)

速見	日出
	9.0

一般国道10号(隼人道路)

		隼人東
	隼人西	
加治木		3.6
	2.5	6.1

一般国道478号(京都縦貫自動車道)

				篠	亀岡
			香掛		5.5
		春日		5.0	10.5
	長岡京	—	—	—	—
大山崎		7.1	—	13.5	19.0
	1.3	8.4	—	14.8	20.3

一般国道1号(第二京阪道路)

					巨椋池	起点
			久御山南	久御山ジャンクション	—	—
				—	1.0	1.9
	京田辺本線	八幡東	—	—	—	—
枚方東			0.7	3.6	4.6	5.5
		—	4.2	7.1	8.1	9.0
	2.4	—	6.6	9.5	10.5	11.4

一般国道 9 号 (江津道路)

		浜田東	浜田ジャンクション
	江津西		3.4
江津		6.0	9.4
	5.1	11.1	14.5

一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））

			終点
		いよ小松北	
	東予丹原		1.0
今治湯ノ浦		3.0	4.0
	9.0	12.0	13.0

[illegible]

京都府道路公社が管理する道路（綾部宮津道路）

		宮津天橋立
綾部シ ^テ ヤンクシヨシ	舞鶴大江	11.3
	12.1	23.4

京都府道路公社が管理する道路（丹波綾部道路）

			綾部安国寺	綾部シヤンクシヨシヨシ
		京丹波わち		2.6
	瑞穂		7.7	10.3
丹波			11.2	21.5
	7.7	18.9	26.6	29.2

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道28号）

[illegible]

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道30号）

早島			
水島			8.2
児島			18.8
坂出	坂出北	与島 ^ハ ・キン ^グ ・エリア	10.6
		7.7	18.3
	一	8.2	26.5
	一	10.8	26.5
			34.7
			37.3

別添 6

A	一般国道 2 号（広島岩国道路）
	一般国道 3 号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））
	一般国道 9 号（江津道路）
	一般国道 1 0 号（椎田道路）（高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日以降とする。）
	一般国道 1 0 号（宇佐別府道路）
	一般国道 1 0 号（日出バイパス）
	一般国道 1 0 号（延岡南道路）
	一般国道 1 0 号（隼人道路）
	一般国道 1 1 号（高松東道路）（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日まで）
	一般国道 1 9 6 号（今治・小松自動車道（今治小松道路））
B	一般国道 4 2 号（湯浅御坊道路）
	一般国道 4 7 8 号（京都縦貫自動車道）のうち大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
C	一般国道 3 号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））
	一般国道 9 号（安来道路）
	一般国道 1 0 号（椎田道路）（高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日の前日までとする。）
	一般国道 2 4 号（京奈和自動車道（京奈道路））
	一般国道 3 4 号（長崎バイパス）
	一般国道 4 7 8 号（京都縦貫自動車道）のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間
	一般国道 4 8 1 号（関西国際空港連絡橋）
	一般国道 4 9 7 号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））
	一般国道 4 9 7 号（西九州自動車道（佐世保道路））
D	一般国道 1 号（京滋バイパス）
	一般国道 1 号（第二京阪道路）のうち A 区間及び B 区間
	一般国道 4 7 8 号（京滋バイパス）
E	一般国道 1 号（第二京阪道路）のうち C 区間

別添 7

区間	割引後の料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
那覇インターチェンジから西原インターチェンジまで	150	200	200	250	350
那覇インターチェンジから北中城インターチェンジまで	250	300	300	400	650
那覇インターチェンジから沖縄南インターチェンジまで	300	400	450	600	900
那覇インターチェンジから沖縄北インターチェンジまで	400	500	550	750	1,150
那覇インターチェンジから石川インターチェンジまで	500	600	750	950	1,550
那覇インターチェンジから屋嘉インターチェンジまで	550	700	750	1,050	1,650
那覇インターチェンジから金武インターチェンジまで	600	750	850	1,150	1,850
那覇インターチェンジから宜野座インターチェンジまで	700	850	1,000	1,350	2,200
那覇インターチェンジから許田インターチェンジまで	800	1,000	1,150	1,600	2,550
西原ジャンクションから西原インターチェンジまで	150	150	150	200	250
西原ジャンクションから北中城インターチェンジまで	250	250	300	350	550
西原ジャンクションから沖縄南インターチェンジまで	300	350	400	500	800
西原ジャンクションから沖縄北インターチェンジまで	400	450	500	700	1,050
西原ジャンクションから石川インターチェンジまで	500	600	700	900	1,400
西原ジャンクションから屋嘉インターチェンジまで	500	600	750	950	1,550
西原ジャンクションから金武インターチェンジまで	600	700	850	1,100	1,750
西原ジャンクションから宜野座インターチェンジまで	700	800	950	1,300	2,100
西原ジャンクションから許田インターチェンジまで	750	950	1,100	1,500	2,450
西原インターチェンジから北中城インターチェンジまで	150	200	200	250	400
西原インターチェンジから沖縄南インターチェンジまで	250	300	300	450	650
西原インターチェンジから沖縄北インターチェンジまで	300	400	450	600	900
西原インターチェンジから石川インターチェンジまで	450	500	600	800	1,300
西原インターチェンジから屋嘉インターチェンジまで	500	600	700	850	1,400
西原インターチェンジから金武インターチェンジまで	550	650	750	1,000	1,600
西原インターチェンジから宜野座インターチェンジまで	650	750	900	1,200	1,950
西原インターチェンジから許田インターチェンジまで	750	900	1,050	1,400	2,300
北中城インターチェンジから沖縄南インターチェンジまで	150	200	200	250	350
北中城インターチェンジから沖縄北インターチェンジまで	250	300	300	400	600
北中城インターチェンジから石川インターチェンジまで	350	400	500	650	1,000
北中城インターチェンジから屋嘉インターチェンジまで	400	450	550	700	1,100
北中城インターチェンジから金武インターチェンジまで	450	550	650	850	1,300
北中城インターチェンジから宜野座インターチェンジまで	550	700	750	1,050	1,650
北中城インターチェンジから許田インターチェンジまで	650	800	900	1,250	2,000
沖縄南インターチェンジから沖縄北インターチェンジまで	150	200	200	250	300
沖縄南インターチェンジから石川インターチェンジまで	300	300	300	500	700
沖縄南インターチェンジから屋嘉インターチェンジまで	300	350	400	550	850

沖縄南インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	400	450	450	700	1,050
沖縄南インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	500	600	600	850	1,400
沖縄南インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	600	700	750	1,100	1,750
沖縄北インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	200	250	250	300	500
沖縄北インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	250	300	300	400	600
沖縄北インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	300	350	400	550	850
沖縄北インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	400	500	550	750	1,150
沖縄北インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	500	600	700	950	1,500
石川インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	150	150	150	150	200
石川インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	150	150	150	250	400
石川インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	300	300	300	450	750
石川インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	400	450	450	700	1,150
金武インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	150	150	150	250	400
金武インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	300	300	300	450	750
宜野座インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	150	150	150	250	450
喜舎場スマートインターチェンジ から北中城インターチェンジ まで	150	150	—	—	—
喜舎場スマートインターチェンジ から西原インターチェンジ まで	200	250	—	—	—
喜舎場スマートインターチェンジ から西原ジャンクションまで	250	300	—	—	—
喜舎場スマートインターチェンジ から那覇インターチェンジ まで	300	300	—	—	—

注1) 通行止めによって高速自動車国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い当該経路の終点となるインターチェンジから再び流入して高速自動車国道を順方向に走行した自動車が出発が証明書を提出した場合、再流入後に利用した区間の料金の額は、上表に掲げる割引後の料金の額から全車種一律100円を控除したものとする。

別添 8

割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイルージ																								
大口	×	大口																							
前納	×	×	前納																						
深夜	○	○	○	深夜																					
通勤	○	○	○	×	通勤																				
通勤Ⅱ	○	○	○	×	×	通勤Ⅱ																			
早朝	○	○	○	×	×	×	早朝																		
平夜	○	○	○	×	×	×	×	平夜																	
平昼	○	○	○	×	×	×	×	×	平昼																
休昼	○	○	○	×	×	×	×	×	×	休昼															
休特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	休特														
特区	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	特区													
特区Ⅱ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	特区Ⅱ												
休夜	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	休夜											
東京	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	東京										
近乗	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	近乗									
阪連	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	阪連								
京阪連	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	京阪連							
ネット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	ネット						
京阪特	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	京阪特					
三線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	三線				
沖特	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	沖特			
障割	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	障割			
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス			
休バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	休バス		

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤Ⅱ」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区」、「特区Ⅱ」、「休夜」、「東京」、「近乗」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「京阪特」、「三線」、「沖特」、「障割」、「路バス」及び「休バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引(距離制限緩和)、早朝夜間割引、

平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、特別区間等における割引（Ⅱ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引及び休日バス割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

（２）重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	特別区間等における割引（Ⅱ）
2	E T C連続利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、沖縄自動車道特別割引
3	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引
4	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 4 年 4 月 1 7 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 西 村 英 俊